

第七十二回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第三十四号

昭和四十九年五月十四日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 小山 省二君

理事 中山 利生君

理事 佐藤 敬治君

理事 愛野興一郎君

片岡 清一君

島田 安夫君

武藤 嘉文君

井岡 大治君

細谷 治嘉君

青柳 盛雄君

林 百郎君

小濱 新次君

出席國務大臣

自治大臣 町村 金五君

出席政府委員

社会保険庁医療 柳瀬 孝吉君

保険部長 古屋 亨君

自治政務次官 林 忠雄君

自治省行政局長 林 忠雄君

委員外の出席者

議員 井岡 大治君

議員 青柳 盛雄君

議員 山本 宣正君

厚生省公衆衛生 局地域保健課長 山本 宣正君

自治省行政局長 砂子田 隆君

政務次官 田中 和夫君

自治省行政局長 興課長 日原 正雄君

自治省行政局長 興課長 日原 正雄君

自治省行政局長 興課長 日原 正雄君

委員の異動
五月十三日

島田 安夫君

保岡 興治君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任
大橋 武夫君
中村 拓道君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

案を議題といたします。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(井岡大治君外六名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

第一に、地方公共団体の処理すべき事務の例示中に公害の防止その他の環境の整備保全に関する事項、都道府県の処理する広域的な事務の例示中に下水道事業、下水道事業及び産業廃棄物の処理に関する事項をそれぞれ加えるとともに、地方公共団体は、他の地方公共団体と協力して、住民の生活圏の広域化に対応する総合的かつ計画的な行政の運営に努めなければならないこととしたしております。

第二に、特別区の区長の選任方式について公選制度を採用し、あわせて関連する諸制度を整備するため、次のような規定を設けることとしたしております。

その一は、昭和五十年四月から特別区の区長について公選制度を採用するものとする規定であります。

その二は、特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理する必要がある事務を除き、特別区に、おおむね、一般の市に属する事務と同一の事務を処理させるほか、保健所を設置する市に属する事務をも処理させるための規定であります。

その三は、都区財政調整上必要な措置を講じる場合には、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するようにしなければならないこととするための規定であります。

その四は、特別区への事務移譲に伴う職員引き継ぎに関する規定及び特別区の区長に他の地方公共団体の長と同様の人事権を付与し、配属職員制度を廃止するための規定であります。

以上の改正に関連して、現に区長の職にある者及び昭和五十年三月末日までに区長が辞職または死亡したこと等により選任される区長は、その任期のいかにかわらず、最初の区長の統一選挙の前日まで在職することとしたしました。

本日の会議に付した案件

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

地方自治法の一部を改正する法律案(井岡大治君外六名提出、衆法第二四号)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出、衆法第二三三号)

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

〇伊能委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる地方自治法の一部を改正する法律案、井岡大治君外六名提出にかかる地方自治法の一部を改正する法律案及び三谷秀治君外十名提出にかかる地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(井岡大治君外六名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(井岡大治君外六名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(三谷秀治君外十名提出)

地方自治法の一部を改正

第三に、市町村が広域にわたる総合的な計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整をはかり、及び総合的かつ計画的な事務を共同して処理するために設ける市町村の一部事務組合につきまして、次のような規定を設けることとしたしております。

その一は、この組合の共同処理する事務が組合を構成する市町村相互間で相違することがあつても差しつかえないものとする規定であります。

その二は、この組合の規約には、組合の作成する計画の項目を規定するほか、組合の議会の議決方法について特例を定めることができるものとする規定であります。

その三は、この組合には、管理者にかえて理事會を置くことができるものとする規定であります。

第四に、監査委員の任期の延長、行政財産の貸し付け等に関する規定及び地方公共団体の処理事務等を掲げた別表の規定を改正する等所要の規定の整備を行なうこととしたしております。

以上が、地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○伊能委員長 次に、井岡大治君。

○井岡議員 ただいま議題になりました地方自治法等の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党を代表して、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

本法案は、自民党政府案の複合事務組合に関する規定を全面的に削除し、勤労国民の要求に早急にこたえるため、特別区の区長公選の実施と地方自治法附則第八条の改正を主たる内容とするものであります。

まず第一に、一千万都民が、長年要求してきました特別区の区長公選制を早急に復活、実現する問題について申し上げます。

昭和二十七年の自民党政府による地方自治法の改悪によって公選制が廃止されて以来、社会党は

一千万都民とともに公選制の復活を要求し、あわせて準公選運動を展開してきました。今日、この運動は、品川区において革新区長を誕生させるとともに、第十五次地方制度調査会においても、公選制の実施の答申となつて大きく結実しております。

ところが自民党政府は、区長公選制に一応賛成するかのポーズをとりつつも、他方では、社会党をはじめ全国の自治体関係者が強く反対してきた一部事務組合の複合化と抱き合わせの法改正案を提出すること、区長公選の実現を妨害しております。広域行政の美名のもとに、全国の市町村を再編、合理化し、将来の道州制に道を開く一部事務組合の複合化は、地方自治を根柢から破壊するものであり、一千万都民の要求を逆手にとるこうした自民党政府の措置は、きわめて遺憾なことといわねばなりません。したがつて、区長公選について一千万都民の要求にこたえるためすみやかに実施する必要があります。

第二は、地方事務官制度の問題であります。地方自治法附則第八条は、昭和二十二年に同法が制定された当時の暫定措置として、都道府県職員のうち政令で定めるものは当分の間これを官吏とすると規定しております。このため、都道府県職員のうち、社会保険、国民年金、職業安定の業務に従事する職員、いわゆる地方事務官は、同法の規定を受け、国家公務員たる身分のまま今日に至っております。したがつて、現在、都道府県職員として勤務するものの中には、国家公務員たる身分のものが混在しているわけでありますが、こうした実態は、都道府県知事の指揮監督権にもかかわる問題であり、地方自治をおかすものであります。

自民党政府は、これまで再三再四、この問題の解決を言明し、今国会における自治大臣の所信表明においても確約されているところであります。にもかかわらず、各省庁のセクシヨナリズムによつて反対されている実態は、まことに遺憾なことであります。したがつてこの際、地方事務官制度についても早急に廃止する必要があります。

以上が、本法案の提案理由であります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一は、特別区の区長選任方式について公選制度とし、あわせて関連する諸制度を整備するため、次のような規定を設けることとしたしております。

その一は、区長公選制度については、本法案公布の日から三ヶ月を経過した日から施行するとともに、五十年四月以降任期を有する特別区の区長については、五十年四月一日以降三ヶ月をこえない範囲において政令で定める日に選挙を行なうこととしたしております。

その二は、特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理する必要がある事務を除き、特別区は、おおむね、一般の市に属する事務と同一の事務を処理することとしたしております。

その三は、保健所の事務についてであります。特別区は、保健所を設置する市に属する事務を処理するとしておりますが、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるまでの間は、都または都知事が処理するものとして、都、特別区の実態にかんがみ経過措置を設けております。

その四は、都区財源調整上必要な措置を講じる場合には、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するようにしなければならぬとするための規定であります。

その五は、特別区への事務移譲に伴う職員の引き継ぎに関する規定及び特別区の区長に他の地方公共団体の長と同様の人事権を付与し、配属職員制度を廃止するための規定であります。

第二は、地方自治法附則第八条に関する改正であります。

その一は、地方自治法附則第八条に基づく政令事務の範囲を、道路運送法、道路運送車両法等の施行に関する事務に限定いたしました。

その二は、現在の公共職業安定所を都道府県の機関とすることとしたしました。

その三は、この法律の施行に際し、新たに都道府県職員となる者が受ける給料が、従来の国家公務員としての俸給を下回る場合には、都道府県は、調整のため手当を支給すべきものとしたしました。

その四は、社会保険審査官及び失業保険審査官につきましては、審査事務が各都道府県で異なることは望ましくありませんので、従来どおり国家公務員とすることにいたしました。

なお、改正は、昭和五十年四月一日より施行することとしたしております。

第三は、監査委員の任期の延長、行政財産の貸し付け等に関して所要の改正をいたしております。

以上が、本法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○伊能委員長 次に、青柳盛雄君。

○青柳議員 ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案に関し、日本共産党・革新共同を代表いたしまして、提案理由の概要を御説明申し上げます。

東京都において、区長公選、自治権拡充の要求は、いまや保守、革新を問わず都民の一致した要求となつております。

東京都の特別区は、昭和二十七年の地方自治法改正により、現行の区長選任制度が採用され、都区一体化をはかり、行政の統一的、能率的運営をはかる必要があるとして、一般市町村とは異なつた都の内部的団体であると規定されたのであります。

それ以後、東京都の二十三の特別区の存する地域においては、東京都が市に相当する基礎的団体とみなされ、特別区は都の内部的団体とみなされているため、住民は、区長を直接選挙によつて選出するという住民自治の基本原則が、市町村民に比較し不当に制限されております。

また、特別区は、区民にきめこまかな行政サービスを提供する権限がなく、区の仕事について国や都の主導性が強く働くこと、区役所職員の半数

以上を占める配属職員に対する人事権を持たず、区の組織や財政についての自主的決定が制約されるなど、自治体ならば当然処理できる諸機能を大きく制限されております。

この制度が、その後の情勢の変化と相まって、区長の長期不在など、好ましくならざる状態をつくり出していることも事実であります。

特別区の制度の限界と制約は、区民の諸要求に的確に対応することを困難にさせております。

以上のような状態に対し、東京都では昭和二十七年の地方自治法改正以後、区議会や特別区の住民の間において自治権拡充を求める運動が粘り強く続けられ、昭和四十二年、練馬区における準公選運動を皮切りに、十七の区において準公選条例制定を求める直接請求が行なわれ、三つの区では準公選制度が実施されるなど、運動が前進してきております。

こうした実態を放置してきた政府は、運動の高まりに押され、第七十一国会に、地方制度調査会の答申を得て、区長の公選制採用、自治権拡充など東京都の特別区に関する改正案を、第六十五国会で廃案となつたいわゆる市町村連合法案を引き継いだ複合事務組合に関する改正案と抱き合わせた地方自治法の一部改正案を提出したのであります。

日本共産党・革新共同は、従来、地方自治権を守り、東京都民の基本的な権利を保障し、命と暮らしを守る立場から、区長公選制の実現、住民に身近な事務の区移管、区財源の確保など、区長公選を直ちに実施し、特別区の自治権を拡充すべきであるとして主張してまいりました。

しかるに、東京都民が強く求めている区長公選、自治権拡充が今日まで実現しなかつた責任は、まさにこのような抱き合わせ法案を提出してきた政府・自民党にあることは明らかであり、野党がとうてい賛成しがたい抱き合わせ法案を提出したのは、実は区長公選の実現を不可能にするためのものであるといわざるを得ないのであります。

政府・自民党が真に区長公選を実現する意思があるならば、すべての政党が賛成できる区長公選、自治権拡充を、野党に反対のあるいわゆる市町村連合との抱き合わせにせず、独自の法案として提出すべきであります。

この立場から、今国会において、都民の一致した要求であり、基本的には与野党が一致している区長公選制、特別区の自治権拡充を実現するため、本法案を提出した次第であります。

次に、法案の概要について御説明申し上げます。

第一に、特別区の区長の選任方法について直ちに公選制度を採用することとし、区長の任期終了に伴う選挙は公選制により実施するとともに、議会選任による区長について、昭和五十年に行なう一斉選挙の日以後任期を満了する者については任期を一斉選挙の前日までとし、一斉選挙を実施することとした次第であります。

第二に、特別区の存する地域におきましては、特別区の自治権を拡充するため、廃棄物、公共下水道、消防等に関する事務、並びに法律またはこれに基づく政令により特に定める事務を除き、おおむね一般市に属する事務及び保健所に関する事務のうち政令で特別の定めをする事務を除き特別区に移管することとし、必要な規定等を設けるといいたしております。

第三に、区財政の確保をはかり、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を保障するために、都区財政調整上必要な措置を講じなければならないこととしたのであります。

第四に、配属職員制度を廃止することとしたのであります。廃止にあたっては、都、区及び関係職員の間で協議がととのつた日に廃止することとし、廃止の日を政令で定めることとし、必要な規定を設けることとしております。

以上が、地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○伊能委員長 以上で各案について提案理由の説明は終わりました。

○伊能委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。村田敬次郎君。

○村田委員 私は、ただいま提案をされました今回の地方自治法の一部を改正する法律案につきまして御質問をいたしたいと思います。

今回の地方自治法の一部を改正する法律案は、ただいま町村自治大臣から提案理由の説明がございましたように、第一、総則に関する事項、第二、特別区に関する事項、第三に地方公共団体の組合に関する事項、第四、その他の四項目からなっておりますが、特に特別区に関する事項は、特別区の区長の選任方式について公選制度を採用することと、あわせて特別区の事務、人事等の諸制度を改正し、住民により直接選挙された区長が適切にその責任を果たすことができるように規定の整備を行なうとするものであり、また地方公共団体の組合に関する事項は、最近における住民の生活圏の広域化に対応いたしましたので、一部事務組合制度を改正し、市町村が共同で総合的かつ計画的な行政を推進するための制度を整備しようとするものであり、この区長公選制度と複合的の一部事務組合、いわゆる連合の制度は、今回の地方自治法改正の二つの目玉をなすものといつてよいかと存じます。こうした制度のわが国地方自治の今後に及ぼす影響は非常に大きなものがあり、今国会における最重要法律案の一つに数えるべきものと思っております。

そこで、私は特に、まず区長公選制を中心として質問を展開いたします。

去る二月十九日、東京都の渋谷公会堂で開かれた特別区区長公選等実現決起大会は、かつて見られなかつた熱気があふれていたといわれます。この大会は、二十三区の区議会が共同で毎日開いている大会でございますが、本年は大会の名称も、これまでの特別区自治権拡充大会から特別区区長公選等実現決起大会と改めまして、超党派の区会

議員、一般住民など約二千四百人が会場を埋め、今度こそ公選制の実現をと、区長公選制にかける格別の盛り上がりが見られたと報道されております。

この大会では、全特別区が一致して、第一、区長公選制の即時実現、第二、特別区への事務事業の移管、第三、特別区の財政権の確立、第四、特別区の人事権の確立を決議し、また「東京二十三区の区民、ならびに区議会は、さきに第七十一国会において、特別区の自治権拡充のための法律改正案が廃案になつたことに対し、強い怒りを覚え、決然と立つて本日の大会を開催するに至つた。私たちは政府ならびに国会が、二十三特別区全区民の民意に応え、今国会において、区長公選等特別区関係の地方自治法改正をすみやかに、必ず行われんことを切に要望するとともに、あらゆる力を結集して、これが実現を期し、もつて多年の念願である特別区の自治権拡充をはかるものである。」との大会宣言を行ないました。

このように、区長公選問題は、首都である東京の制度上の最重要課題の一つとしてクロージアアップしてきたわけでありましたが、もともと、東京都の特別区は、わが国地方制度史上におきましても独特の経緯をたどつて今日に至つたものと思われ

ます。

東京都制施行前の東京市の区は、言うまでもなく旧市制第六条の市の区として財産及び營造物に関する事務その他法令により区に属する事務を処理する自治体でありました。しかし、地方自治の組織としては、あくまでも東京市が基礎的地方公共団体であり、区はその下部機構であります。内部組織または内部構成団体にすぎなかつたわけでありました。したがって、区は制限的自治団体でありました。区長はまた東京市長の任命する区の有給職員であつたわけ

です。

昭和十八年の東京都制の制定にあたりまして、戦争下の戦時行政遂行上の要請からする国家的統制の必要から、都長官親任制がとられ、都の行政は、合併された東京府及び東京市のうち、東京市

方式でなく東京府方式によって運営されることになり、官公吏併用方式が採用されることになりました。かくて東京市の区はそのまま都の区となり、区長には東京都長官の任命する都の課長格の都書記官が充てられたわけでした。

都制の施行により、当時の東京府と内務省の東京市に対する二重監督の非難、東京府併存による二重行政に対する非難もなくなったといわれ、国としては都区を通じて東京都制の一体的運用がはかり得るようになったので、戦争遂行下の自治組織としてはある意味の歴史的使命を果たし得たわけと評価されております。しかし、このあり方は極端な中央集権主義の体制であり、戦後においては、わが国の民主化に沿った地方分権的主張に屈せざるを得ないことになるわけです。また、府市の二重行政の弊害は、戦後は都区行政のあり方のいかんによって都区の間形を変えて再生されることになりました。

このように、昭和十八年の都制実施は、その施行当時においては、形の上では東京府による東京市の征服という形をとったわけでありましたが、運営の実態は、大都市の持つ実力がはつきりと示され、実際は東京市が東京府を支配したという形に内容的にはなつたものと私は理解をしております。

さて、戦後初めて最初の区長公選制がしかれました。すなわち、昭和二十一年十月、都制を改正し、区の自治権を拡充、区長を公選といたしました。また昭和二十二年五月、地方自治法の施行により特別区となり、原則として市に関する規定を適用することとなったのであります。

最初の区長公選が実施されたのは昭和二十二年の四月五日であります。この昭和二十二年の区長直接公選制は、従来の都区の性格と根本的に変更をいたしました。都は、他の府県と同じく、都内の特別区及び市町村を包括する複合的地方団体の性格を持つものとし、特別区は原則的に一般の市と同じ性格を持つ地方公共団体といたしました。しかし、そうはいっても、都の区は存する区

域はそれ自体が一つの大都市社会であり、一体的、統一的に処理しなければならぬ事務を処理することを、原則として都に認めていたわけでありました。これは自治法の二百八十二条、二百八十三条であります。このことは、市制大条の市の区、または昭和十八年の東京都制における都の区という、大都市社会の内部構成団体であるという性格を逆転し、区がいわば市並みの第一次的地方公共団体で、都はそれを包括する府県並みの第二次的地方公共団体であるとしたことを意味するものであつて、これは非常に注目すべきことであると思います。

昭和二十四年に、シャープ勧告に基づきまして地方行政調査委員会が総理府に設置をされ、翌二十五年第一次、翌二十六年第二次勧告が出されました。この第二次勧告は、特に東京都における行政事務の再配分を取り上げております。私はその当時この地方行政調査委員会事務局の職員として勤務をしていたわけでありましたが、その勤務の中で、東京都の事務についてこれを研究することがあったわけでありました。

その勧告の中に、区長の選任については次のような六通りの方法が考えられております。すなわち、第一、都知事が推薦する者の中から特別区の議会が選任すること。第二、都知事が特別区の議会の同意を得て任命すること。第三、特別区の議会が推薦する者のうちから都知事が任命すること。第四、特別区の議会が選挙した者につき都知事が任命すること。第五、住民が直接選挙した者につき都知事が任命すること。第六、特別区の議会が選挙すること。この六通りであります。

この勧告では、区長の選任について何も提言をしておりませんが、全体の勧告の趣旨や方向から推測をいたしますと、直接選挙制を再検討すべきであり、公選制を是認することを意味するものではなく、むしろその廃止の方向をこの勧告は指向していたのではないだろうかと思はれ判断をしております。

この勧告を受けて地方自治法改正案が国会に提案され、区は自治権を制限された特別地方公共団体として、都の内部的団体となりました。区長は、区議会が都知事の同意を得て選任し、区の行政の権限は都が主体的に握ることとなりました。こうして、一たん制度化された区長公選制は、大都市行政の一体性などの大義名分を理由に廃止されたわけでした。この直後から、公選制復活を中心とする特別区の自治権拡充の運動が始められたわけでありました。

三十年代後半になってまいりますと、区長の長期政権が目立ちまして、区長派、反区長派の派閥争いが激化し、区長選任をめぐる汚職事件や、警察官導入による強行選任などが相次いで起きました。

さらに四十年代に入りますと、後任区長がきまらない区が続出をいたしました。練馬区では四百三日、新宿区では三百六十三日などの区長の空白が続いたのであります。この特別区長不在期間につきましても、きょう配付をされております自治省調べの「特別区に関する資料」の中で、昭和二十八年から昭和四十九年までの間に、実に二十三区、通算六千八百四十八日に及んでおります。最も短期間の長かった練馬区は実に九百四十四日、最も短かった荒川区でも三百六十六日に及んでおりました。二十三区のうち十九区が百日以上の不在期間を持っておるのであります。

中でも練馬区は昭和四十二年、区職員の汚職事件をきっかけに、区長の不信任、区議会の解散、区長の辞任へと発展をいたしました。後任区長の人選が難航をいたしました。このころから、学者、文化人グループを中心に練馬区で起きた区長準公選運動が始まるわけでした。

この準公選運動は着実に各区に広がりました。中野区議会による準公選条例の可決へと発展をいたしました。ここでも自治省からストップがかけられましたけれども、四十七年には品川区が初めて準公選の住民投票を実施し、練馬方式は実に五年もかかって実を結ぶことになったわけであり

ます。地方自治法には、区議会が区長候補者をきめることについて規定がありません。したがって、住民投票で候補者をきめるというのが準公選運動の趣旨であります。それは、一、現行法の欠陥を穴埋めする。二、実質的に住民が投票に参加することによって現行制度のゆがみを正す。三、公選を実現させることにするとおのれがあったといわれます。この準公選の実現で、現行選任制度は空洞化されるおそれが出てきたわけであり

さて、昭和四十七年に入りましてから区長公選への胎動はかつてない高まりを見せまして、同年八月二十四日、自民党の東京都連会長の安井謙氏は、現行の区長選任制度を改め、区長公選制を採用すべきであるとする「東京都二十三特別区長選任制度の改正について」の申し入れを自治大臣に行ない、九月十四日、福田一自治大臣は、第十五次地方制度調査会三好重夫会長に対し、東京都特別区の区長選任制度とこれに関連する問題を正式に諮問したわけでありました。これによって区長公選問題は新しい局面に入り、昭和四十七年十月二十六日、地方制度調査会から「特別区制度の改革に関する答申」が行なわれたわけでありました。

そこで、いよいよこの区長公選の問題が国会で成立するかいなかという分かれ目になってきたわけでありましたが、もしこの法律案が通過すれば区長公選制が実現されることとなります。私がいままで述べてまいりましたような経過を踏まえて、区長公選制実現についての政府の所見を町村自治大臣から詳細にまず承りたいと存じます。

○町村国務大臣 たいへん村田議員から、東京都の特別区の制度に関する沿革あるいはその間における各種の問題点について、いろいろ私も御教授にあずかったというような次第でございます。いま、東京都の区長を公選制にするという問題につきまして、政府はこのたび自治法の改正案を御提案申し上げ、御審議を願うことに相なつたわ

けでございます。

この区長の公選制の問題は、いまま御指摘がございましたが、戦後、昭和二十七年までの間は公選制が行なわれており、二十七年に至りまして、この公選制は、当時としては種々の弊害があるというふうなことからして、現在の公選制に変わってまいりました。しかし、その後、現在の選任方法に基づきます特別区の区長については、御指摘のございましたように、かなり選任が難航いたして、非常に長い間区長が選任されないという、まことに区政にとりましては重大な空白を生ずるというふうなことも随所に起きてまいりましたのであります。

やはりこの際、いままのようなやり方を改めて、公選制にすべきではないかという意見が次第に強まってきたことは私も承知をいたしておるのでございまして、そういった事態を踏まえながらこのたびの改正案を御提案申し上げるということにいたしましたわけでございますが、やはり前の二十七年の当時、公選制をどうしてもやめなければならぬという事態に至りました当時のことは、この際としては十分われわれとしては念頭に置き、そういった反省の上に立つての今回の提案であるというところは申し上げるまでもございませぬ。

すなわち、当時は、確かに公選制にはなりませんでしたものの、その区長に對します権限というふうなものもきわめて狭小に狭められておったということもございまして、あるいはまた財政の問題あるいは人事の問題というふうなものも、前の、戦前の御承知のような制度のあとをかなり受けておるといふようなこともあって、名は公選制であつても、実質としては必ずしもその実が伴つていなかったといふようなこともあつたと思ひます。

し、その後における東京府民の中においては、やはり自分らの区長というものは、他の市町村長などと同じように、これを公選制にすることが適当だといふような考えが次第に高まってきたことも事実でございます。そういった諸般の情勢を踏まえて、このたび特別区の区長は公選制にするというところを政府といたしましてはきめまして、御提案を申し上げたわけでございます。

したがって、前における経緯というふうなものを私どももいたしましては十分踏まえることによつて、再び同じような事態というものが繰り返されないようにしなければならぬということを深く念頭に置いておるわけでございます。したがつて、今回の改正におきましては、特別区の事務を大体一般の市並みに充実をはかる。すなわち、東京都に今日まで保留されておりましたところの行政事務は、東京都の一体的な関係をもつてどうしても東京都に留保しなければならぬというふうなものを除きましては、これはできるだけ特別区に移譲をさせる。さらに、配属職員といったようなものが今日までは各特別区における上級職員を大体占めておつたといふようなことも、この際はどうかして改むべきである。すなわち、区長のもとに人事権を確立する必要があるということ、いままでの配属職員制度というふうなものはやめるというふうな措置を講じることいたしましたのである。望ましい協力関係ができていくというところを私は念頭にいたしまして、今回の改正案を御提案申し上げることにいたしましたのであります。昭和二十七年のようないふことを再び繰り返されるというふうなことをいふような配慮を十分加えたつもりでございます。

○村田委員 昭和四十九年中に区長の任期の切れ区、荒川区の六区であります。さらに五十年中に任期の切れる区がやはり六区、うち台東区は五十年一月十三日で、来年四月までに任期が切れます。昭和五十一年中が新宿区など五区、昭和五十二年中が千代田区をはじめ五区、五十三年中が墨田区一区となっておりますが、そのうち、本年度中、つまり明年四月までに準公選条例のもとに選挙を執行する区はどこであるか。また、準公選条例によらないで区長の選任を行なう見通しの区等

について、これは林行政局長から状況を承りたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 本年度中に区長の任期が満了する区は、いま先生の御指摘のとおり六区でございます。いまして、最も早いものが港区の六月七日、それから杉並区の六月十四日、北区六月二十九日、七月に入りまして目黒区、こういうふうになっております。

ただ、この法案をもし可決して通過させていただきますと、その附則によりまして、これらの区長の任期は自動的に来年の統一選挙まで延長されるという規定が置いてございますので、この法案が通りましての場合は、その区長の選任は行なわれません。これらの区にあるいはこれらの区以外の区でも、もし区長さんが、たとえばなくなつたとかあるいは健康上の理由でおやめになつたといふことが起きますと、その場で選任が行なわれることになりまして、その選任は従来の方法どおりの選任を行なうわけでございます。ただその任期は、やはり統一選挙と申しますか、この区長公選が行なわれる日の前日までというふうに規定してあるわけでございます。

この法律が成立しない場合は、これらの今年度中に任期が来る区長さんの選任は従前の手続で行なわれますが、その場合に、住民の世論その他によつて準公選が行なわれるかどうかということについては、それぞれの区によつてわかりませんが、現在区長の準公選条例を制定している区は、今年中に任期の満了する区の中では北区だけでございまして、それから荒川区が最近準公選条例を否決しております。それから港区では、現在直接請求に基づいて、準公選条例が議会で審議されておる最中、継続審査中でございます。

以上のような状況でございます。

○村田委員 現在までに準公選を行なつた区として、昭和四十七年十二月の品川区とか、昭和四十八年五月の大田区とか、それから四十八年十月の練馬区などがあるわけでございますが、これらの区において準公選を実施した結果、その効果等が

どのようにあらわれているか、そういうことについての御意見を承りたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 御指摘のように三区でございます。品川区、大田区は準公選を行ない、投票を行ないまして区長候補者を決定しております。それから練馬区の場合は、準公選を行なう予定でございましたが、立候補者が一人しかなくて、無投票という姿になっております。この、前の二区、あるいは練馬区その無投票の方、それはそれぞれその方が区長候補者として、現在の法律の手続によつて、都知事の同意を得て、区議会の議決で任命されておりますが、その効果あるいはそれに関する評価については、いろいろな御意見はあろうかと思ひます。ただ、準公選を行なつた区でも、投票率というのは普通の選挙に比べて相当低く、品川区の場合で三八％強、大田区の場合は二九％と、三割にも満たない姿であつたわけでございます。

○村田委員 いま行政局長の言われた、投票率が非常に低いということは、品川区や大田区で自治意識というものがまだ高揚してなくて、したがつて、準公選という条例の制定を見て、準公選の制度が実施されたのであるけれども、実際にはその認識が区民の間に必ずしも十分でなかつたということになるかと思ひますが、いかがですか。

○林(忠)政府委員 自治意識が低いとは私は思っておりませんので、それぞれの区においても区政に関する関心というものは非常に高いものであると思ひますが、ただ、準公選という制度そのものが法律的に裏づけされた制度でもございせんか、またこれに関する当事者のPRと申しますか、そういうものも十分な時間を与えられてなかつたという面もあるのか、あるいは、準公選で一応選ぶにしても、区長そのものを選ぶのではなくて、現実にはそれで一位を得た者が区長になつておりますけれども、法的な意味としては、候補者でない別の人を議会で議決してもかまわないと

いう、そういう面に対して、何か区民のほうにちよつと関心を高めない原因もあつたのではないかと存じます。いずれにせよ、これらのことは、この公選制度が実施されますならば、区民の間への関心も非常に高まると思いますし、理想的な姿での区長の選任ができるのではないか、こういうふうな判断をしております。

○村田委員　その改正法律案によりますと、附則第三条によりまして、最初の区長の選挙は、特別区に関する改正規定の施行後、すなわち昭和五十年四月一日以後三カ月をこえない範囲内で政令で定めるものとされ、政府はこれを来年の統一選挙の期日と合わせる旨を説明しております。その場合に、実は三年前の選挙の施行日を見ても、昭和四十六年四月十一日が都知事あるいはその他の知事、それからまた指定都市の市長、特別区の議員の選挙の投票日でございますし、それから二週間あとの昭和四十六年四月二十五日の日曜日には、上記以外の市町村の長及び議員の選挙が行なわれたわけであります。これは地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律というものを当然制定してその期日を統一することになると思われます。その場合に、

来年行なわれる統一選挙についても臨時特例法で定めることとなるかどうかということ、もしそれが行なわれるとすれば、かりに三年前のことから想定いたしました昭和五十年四月の日曜日を考えてみますと、六月、十三日、二十日、二十七日の四日であります。したがって、特例法による統一選挙の施行期日は、たとえば昭和五十年の四月十三日になる公算が強いのではないか。またそのときは東京都知事、特別区の区長、特別区の議員というものを一体として行なうことになるであろうと思いますが、それについての大臣の見通しを承りたいと思います。

○町村国務大臣 明年の統一選挙の期日は、申すまでもなくまだ未決定でございます。いづれ本年の秋の国会等においてこういうことをきめさせていただくということに相なろうかと思うのでござい

います。大抵四年前のときとそう大差のあるところにはもとよりならないであらう、かやうに考えておるところでございます。

○村田委員 その場合に、都知事と特別区の区長と特別区の議員とは一緒に選挙をすべきであると思いますが、その点についてのお考えはいかがですか。

○林(忠)政府委員　それはこの秋におそらく予定されます。臨時国会で法案で御審議いただくことになると思っています。過去の経緯によりますと、特別区のレベルを都の議会、都知事のレベルと同じ日にしたことと、それから議会と長とを分けました、長だけあとにやり、議会を先にやる、いろいろな組み合わせをやった経緯がございますので、秋の法案の御審議のときにそれが御議論になると思っています。政府としてもそういう組み合わせにするかの方針をまだきめておりませんので、あけて秋の臨時国会の御審議によってきまるものだと思います。区長と都知事、あるいは区議会と都議会、どういう組み合わせになるかということとは、全くその法案の中身のきめることでございます。現在ちょっとその見通しについて申し上げられませ

○村田委員　見通しについて現在の段階でおっしゃれないのはよくわかるのですが、東京都の都議員の選挙が先般行なわれました。したがって私の申し上げるのは、制度論として、都知事選挙とそれから特別区の区長と特別区の議員と、その選挙は同時に行なうのが望ましいのではないかと、いふふうにかえるのですが、それについて大臣の意見は、一体として行なうのがいいかあるいは別個に行なうのがいいか、それを伺つておるのです。

○町村国務大臣 いまも行政局長から大体お答えを申し上げておりますように、御承知のように、府県の知事選挙あるいは都道府県会議員の選挙、市町村長並びに市町村会議員の選挙というものは、大体都道府県と市町村とはいままでは別々に扱うというふうな扱いになっておったように承知

をいたしております。そこで、この特別区というものを市町村と同じように扱うのか、あるいは都道府県と同じように扱うかという問題に結局なつてしまふのではないか。先ほどもお答えを申し上げましたが、そういう点につきましてはこれからわれわれとしてもひとつ十分検討をさせていただく。したがって、いまのところはまだ未定であるというふうにお答えを申し上げなければならぬのでございます。

○村田委員 二十三区の区長は、その任期がさきに述べましたようにまちまちです。そこで、この選挙を統一して行なわなければならないということについての考え方。

それから、これと関連をいたしまして、改正法案附則第四条によりますと、選挙の期日以降にわたって任期を有するはずの区長も選挙の期日の前日をもって退職するものとされておりますが、このように、すでに定められた任期を新制度の採用によって短縮することとは既得権の侵害という事態にはならないか。また、準公選によって選ばれた特別区の区長について特にそういうことが考えられはしないかということがありますが、その点についてのお考えはいかがですか。

○林(忠)政府委員　これは前例といたしまして、昭和二十一年に地方公共団体一般について公選制が採用されたときに、その以前の手続、任命制にかかる従前の長を、任期にかかわらずその前日までとして任期を短縮したという前例はございます。したがって、法案を提案いたしますについて法制局筋とも相談をいたしましたら、その点については法的には問題がないということでございます。

そこで、現実にはそういうことにすることがいいかどうかという議論になりますけれども、今回は東京都の特別区というものを、区長の公選制を採用し、それから事務も、従来都で保有しておりましたものを区に移す。それから人事権も、配属職員制度をやめまして区の人事権を確立する。いわゆる特別区というものを全く新しい姿で出発をする

ということになりますので、それらの事務移譲につきましても、各区ごとにばらばらの期日であるということとは都行政一体性の上からいってもはなはだ好ましくないし、かつ選挙を同時にするということで二十三区全体の区民の自治意識と申しますか、区長の選任に関する関心が非常に高まるという点も考えまして、新しい制度に移行するには一斉に行なう。

そこで、一斉に行なうために、この法律をもし通していただきますれば、この一年間というのは、いわば準備期間になるわけでございますので、現在区長の席におられる方はその準備をするという意味で任期を一方においては延ばす。他方、来年の統一選挙以後にまで任期がわたる区長さんは、これはもう新しい制度に一斉に移行するという意味で、二十一年の前例にもありますように、その前日をもって任期を切るということで、いわば新しい衣を着て一斉にスタートしていただく、そういう考え方に立つておる次第でございます。

○村田委員 最初の区長の統一選挙が行なわれるまでの間に、法律的にどのような手続が必要でございませうか。

○林(忠) 政府委員 法律的に申しますか、実際の準備といたしまして、区長の選任方法はいま申しましたように統一選挙で一斉にやる。その日までに事務の移譲に関するいろいろな準備手続が必必要でございまして、これは法律的な問題もございまして、現実上の問題もございまして、新しい区に渡る事務につきまして、区の職員にその事務に精通してもらい、従来の経緯をよく知ってもらうというような教育期間も必要でございまして、さらに配属職員をやめまして人事権を確立す

るといふのも、法律的にはその日をもつて一斉に切りかえられますけれども、現実にはその切りかえの日に備えて適材適所と申しますか、あるいは職員の本人の希望その他もございましょう。区に移るあるいは都に引き揚げるといふようなことを、それぞれの区長と都知事あるいはその代理者を、それぞれの相談をしていただくというような手続

く逆の現象が出てくるという事に気がつきま
す。すなわち、千代田区は東京都の都心部であ
つて、昼間人口は八十四万二千三百八十二人、実
に昼間人口の流入超過の七十六万八千九百七十
七人が、昼間の間は夜間人口よりも多く千代田区
の中で働いておる、あるいは活動をしておるとい
うことがいえます。一方、世田谷区の場合はどう
か申しますと、なるほど夜間人口は先ほど申し上
げましたように七十八万七千余人であります。昼
間人口は六十六万四千六百八十二人でありまし
て、これは逆に流出超過が十二万二千六百五十
六人ということになるのであります。こういった現
象は二三区を通算してみますと、いろいろなこ
ろに出てまいりました。都心部にある千代田区、
中央区、港区、新宿区、文京区、そういったこ
ろはいわゆる流入超過、昼間が非常に人口が多
い、夜間の人口が少くないというものであります
し、それからいわゆる郊外に当たっておりまし
たとえは世田谷区あるいは中野、杉並、練馬、足
立、江戸川、葛飾、そういった各區は相当の流出
超過ということになるわけです。

そのことをもう一つおもしろい資料で申し上
げますと、ごみの収集量があります。ごみの収集
量は一人人口に比例するのといひますと、夜間人
口には比例いたしません。はつきり比例をしない
わけでありまして、千代田区の一当たりのごみの
収集量は実に六百五十一トンでありまして、た
とえば練馬区の五百十八トン、板橋区の四百九十
三トン、荒川区の三百九十六トンなどよりもはる
かに多い。ということは、人間活動の場としては
千代田区で非常に活動がされる。したがって、ご
みの収集等の事務については区役所はたいへんそ
れに追い回されるという事態が起こるであらうと思
うわけでありまして。

その場合に、いわゆる区民意識、区に住んで
おる住民の自治意識ということでありまして、け
れども、夜はたとえは杉並区や世田谷区で寝て、昼
間になると千代田区や中央区へ出てきて働いて
いる、そういう場合の人たちに、はたしてはんと

の意味の住民意識というものがあつかないか、そ
のところが聞いてみたいと思ふのであります。
直接公選という制度が実施される以上は、その公
選に伴う住民意識というものが当然になければな
らない。それを政府ではどういうふうにかえて直
接公選制度を実施しようとしておられるのか。私
は直接公選は賛成なんです。賛成なんです。私
は住民意識というものの実現についての考え方を
伺つておきたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 実は、村田先生のいま御指摘
になりましたそういう現象が、いわゆる大都市制
度すべての問題をきめる根本に横たわる問題でござ
います。まさに私も、杉並区で夜は寝、昼間は
千代田区に通つて一人でごさいます。同時に、自分
の生活の資はまさに千代田区で得ておる。同時に、
今度は生活を送る消費活動は杉並区でやつて
いるということでございます。そして人間生活を
通しては、この両面、はたしてどちらがその人の
住民意識に連なるかという問題は非常にむずかし
い問題であるかと考えておりますし、したがつ
て、これらをつくるめていられる東京都民ない
しは東京市民としての意識だということ、たと
えば東京市というものを自治体として復活させ
たらどうかという議論、この論議はまさにこういう
現象の上にも立つておる次第でございます。

そこで、これらの問題を解決するといひます
か、これはもう大都市制度そのものを考える基本
的な問題でございまして、そのそれぞれの昼間
の活動及びその夜の――夜の申ししますか、生活
を送る場所、それぞれにウエイトをかけて、それ
ぞれの住民意識、それに伴う一票を分け合うとい
うような数学的、機械的な考え方もあるいは成り
立つのかも知れませんが、まだ現在そこま
でいってはおられない。そこで今回区長公選に際し
切ることにつきましては、結局その自分の消費生活
を送つておる場、家族とともに暮らしている場所、
そこそこの住民というふうにかえしました。現実にも選
挙法その他もって、現在私も杉並区で選挙権を
持つておりますけれども、その場合、そちらの消

費生活と申しますか、実際の家族ととも生活を送
る場所をもつて、その地区の住民として今度
の公選にも参画する、そういう立場で提案した次
第でございます。ただ、それがほんとうのその
杉並区なら杉並区で全生活を送つておるのとは違
うという、これは大都市の全く特色だと思ひます
ので、将来大都市制度をいろいろ議論するにあ
つて、当然そういう問題は非常に重要視され、
その要素を考慮して制度をきめていかなければな
らない問題だと思ふのです。さしあたり今回はそ
こまで決着をつけた意味ではなくて、現在の住ん
でおりますところの住民ということ公選を実施
いたしますから、千代田区はたとえ昼間人口八十
四万ありまして、そこで生活の資を受けておる人
はその数になるにしましても、今度の千代田区長に
投票できるのはその七万の住民のうち有権者、
こうならざるを得ないわけでございます。これは
いづれ先々の大都市制度の問題として非常に重要
な問題であることは、御指摘のとおり十分今後も
頭に置いて対処してまいりたいと存じます。

○村田委員 これは私の考え方なんです。たと
えば例をあげます。私は先ほど申しましたように
豊橋市というところで住んでおる。豊橋市で生ま
れて豊橋市で育つて豊橋市で住んでおる。非常に
住民意識が強いわけです。ところが東京の場合に
は、先ほど申し上げたような一千万人という大
東京都というものが大都市として存在してお
つて、その間に、世田谷区で生活をして千代田区で
日常の生産活動はしておるといったようなケース
が非常に多いわけですね。

東京都と地方の豊橋市というものを比べてみま
すと、一方はいわゆる生活共同体的な社会である
という色彩が非常に強いと思ふのです。これは社
会学的な問題でございまして、もともと都部にいけ
ばもともと強いでしょう。おそらく、毎日自分を取り
巻いて生活しておる人は家族であり親戚であり、
子供のころから知つておる人々である。東京の
場合はそうではありません。いわゆる社会的に
いけば利益社会というものであつて、その共同体

性の社会、ゲマインシャフトといったようなもの
と、東京都のような利益性社会、いわゆる都市生
活というのはそうでありまして、ゲゼルシャフト
というものの性格は根本的に社会的に違つて
けであります。

したがって、区長公選制度を実施するにして
も、これは区民意識とか住民意識とかいうもの
が、豊橋市におけるような、あるいは都部におけ
るようなそういう住民意識を都民に求めても無理
だと思ふのです。区民に求めても無理だと思ふの
です。したがって、特別区の区長公選制度とい
うものは、自分たちの生活をしていく上に、住民の
マイナスにならないような行政をしてもらう人
をわれわれの手で選ぶのだという、いわば社会的
的な思想が背後にあるのだらうと私は理解するの
です。そういった意味で理解をしていくわけなん
ですが、この点、林さん、どう思われますか。

○林(忠)政府委員 御指摘のような面、確かに一
面的に――一面的にと申しますか、ある面ではあ
ることは間違いないと思ひます。その意味で豊橋市
と東京都の特別区はたいへん違ふと思ひます。た
だ、私のおります杉並区でも、そこで八百屋さん
を営んでおる方、床屋さんを営んでおる方、こ
ういう方々はおそらく豊橋市民と同じような感覚を
その区に持つておられるかもしれません。われわれ
のような、そこはねぐらだけであつて、生産活動
は千代田区でしているというような人間との間に
は、やはりおつしやるように意識の質が違ふ面も
あります。いわゆる下町情緒といわれているよ
うに、東京都でも下町のほうで神田の生まれであ
るとか、そういう昔からの江戸っ子という氣質が
残り、そこにはまた地味なあるいはゲマイン
シャフト的な社会もあることと思ひます。それら
が混合しているのがこの大都市の一つの実態であ
らうと思ひます。

そこで、たとえば区ごとではなくて、二十三区
をひくくめ、場合によつては三鷹、武蔵野くら
いまで入れて一つの東京市というものをつくつ
て、その市長を公選するということになります

と、同じ市域内で生産の場と生活の場、両方が含まれるので、よりその住民意識、ゲマインシャフト的なものに根ざした住民意識には近い制度になる。それが、いままでいろいろ議論されたうちでも東京市復活論というものの論拠にもなっているわけでございます。しかし、はたしてそれがいいのか。その場合は、確かに住民意識の面では御指摘のように豊橋に近い社会連帯的な意識で選挙ができませんが、これ全体がまた一千万近くなるといふことになりまして、はたして行政の限度あるいは公選をする限度としてどうかといういろいろな議論がございまして、そこいらんな説が出てくると思ひます。ですから、東京都の特別区の場合、今度のような公選制をとる場合は、先生のおっしゃるような豊橋市とは違った質のものがそこにあるいは半分くらいはある、そういう上での公選制になるのではないかと、またそれでいいのではないかという気がしておる次第であります。

○村田委員 区長公選の制度で実は外国の制度も調べてみたわけですが、外国の制度を二、三、例をあげて申し上げたいと思うのですが、たとえばロンドンです。ロンドンは、グレートロンドンが人口が約八百万人ありまして、面積が千六百六平方キロある。ロンドンは、構成としては、上部団体として大ロンドンがある。下部団体として三十二のロンドン区があって、ロンドン市があります。そして大ロンドン議会というのには普通議員が百人、長老議員が十六人で、選ばれておるわけですが、大ロンドンの首長は、大ロンドン議会の議長が大ロンドンを代表するということになっておりまして、ロンドン区の首長は、各ロンドン区議会の議長が市長と称して各区を代表しておるわけですが、したがって、区長は公選制ではないわけですね。

それからニューヨークの場合は、人口が七百八十万人で、面積が八百二十七平方キロある。上部団体はニューヨーク市であつて、下部団体は五つの区があるわけですが、ニューヨーク市議会という

のは議長及び三十七人の議員で構成をされ、任期が四年となつておるわけですが、区には議会が設けられておりません。区には設けられておりませんが、ニューヨークの市長は直接公選による市長でございます。任期四年。それから五区の区長は直接公選による区長でありまして、任期四年。これは東京都と同じように直接公選によるということになるわけですね。

イギリスの場合はこのように区議会の議院内閣制の制度をとつておる。アメリカの場合は区長の直接公選制というのをとつておるわけですが、大連、ヨーロッパはちよつと違ふのです。

パリを見てみますと、パリの首都圏は人口が九百万人で、面積は、これはずいぶん広いので、一万二千六百平方キロあります。上部団体としてはパリ首都圏であり、下部団体としてパリ市と七つの県があります。このパリ市と七つの県についての首長の任命というものは、パリ首都圏の首長はセヌス県知事が地方知事となる。地方というのはレジオンというのです。パリ市の首長はセヌス県の知事となる。しかも県の首長は中央政府の任命する知事でありまして、きわめて中央集権的な色彩の強い地方制度だといふことができます。

それからもう一つだけ例をあげますけれども、イタリアであります。イタリアは地方自治制度は三層制をとつておりまして、州が十九、県が九十二、市町村が八千ありまして構成をされております。州は、警察、水利、学校、衛生、運輸、産業、農林などの広範な事務についての立法権、執行権を有しておるわけでありまして、その中でイタリアの自治体というのは、中央政府は出先機関によって州を監督する。それから国の機関である県知事により県、市町村を監督する。内務大臣の任命にかかる県知事が、県、市町村議会の議決が法律もしくは中央政府の命令に反する場合にこれを無効とすることができると、きわめて中央集権的な性格が強い地方制度だ、こういうふうにいわれ

ております。ローマ市は面積が千五百十五平方キロ、人口が七十七万人ありまして、面積的にも幾つかの県より大きい大都市でありますけれども、法制上は一般の市と同位にございまして、県の下にあって、県知事の監督を受ける。ただ首都であるということから若干の財務上の特例があり、ローマ市の予算は財務省、大蔵省の同意と内務省の承認を要するものとされておる、こういうことになっておるわけですね。

これは自治省でも御承知のとおりであります。が、こういうふうに見てみますと、区長の公選といふものを行なつておるのは、ロンドン、ニューヨーク、パリ、ローマと見てまいりまして、ニューヨークしかないわけですね。したがって、日本で東京都の特別区の区長の直接公選を行なうといふのは、戦後に創設され、そして一時否定をされ、再びそれが復活をする、世界の大都市でも言へば画期的な制度になるだろうと思ふので、そういう大陸法系のいわば中央集権的な地方自治と、あるいは英米法系の地方自治に基盤を置くか、あるいは住民自治に基盤を置くか、申しますか、住民自治に基盤を置くか、申しますか、そういう選挙制度との間に、どちらがよいと考えておられるか、これもひとつ伺つておきたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 非常にむずかしい問題でございまして、直ちにどちらがいいとはとても申し上げられない問題ではございませんし、それぞれの大都市では、いままに先生が御指摘になりましたように共通点が一つもないと申しますか、ほとんど全部独自の制度をとつておるわけでございます。それからわが日本におきましても、東京都といふものがかつては東京市であり、いま先生のお話になった中ではフランスの制度にややよく似ておつた戦前の制度から、戦後一転しまして、今度はほかの大都市制度には類似を見ないようにな、それぞれの特別区が独立の自治体であるがごとく区長公選制その他も採用された制度に一時移り、それがその当時の情勢に合わない面であるといふ弊害が出て一ぺん直され、いろいろな経緯を

たどつて今日に参つております。それで、われわれのほうで、自治体がどうあるべきか、特にこういう、さつき先生のお話になりましたような複雑な問題を含んでいる大都市がどうあるべきかといふことは、ほんとうに永遠の課題でございまして、幾ら研究しても、これがもう間違いない天下一品の制度であるという結論に達するのに非常にむずかしいわけでございます。一長一短ありまして、住民意識の反映を強く考えれば個々の独立性を強めるといふ結論になります。が、そうなる場合は全体の統一性を失うという欠点がある。その調和をどこに求めるかといふことが、まさにその地域の社会的実態に即して、それぞれの国、それぞれの大都市で考えるべき問題ではないかといふふうに考えておる次第でございます。

ですから、今回、区長の公選を採用するということも、言つてみれば一つの試みでございまして、もちろん住民の意識の高まりあるいは社会経済の発展から、現在政府が提案しております案は、現在の東京においてはこれが一番いいと思つて提案をしておるわけでございますけれども、それが欠陥は一つもなく絶対的に正しい制度かといふと、はたしてそう言い切れるかといふ疑問は、常に大都市の問題が複雑である限り胸に残る問題でございまして。

今回のような特別区の区長の公選制をとる、それから人事権も区長に従来の増してはるかに強力なものを与える、自主権を与えるといふことは、言つてみれば個々の区の独立性をより一般の市に近づける、強めるという意味の改正でございまして、この場合にやはり心配になりますのは、これだけべた一面面が張りつておる一つの大都市の統一性ははたしてどうなるかといふことがすぐ頭に來ると申しますか、問題になるわけでございます。しかし従来のそういう、一たん公選制をとるならば、先ほど大臣も御説明しましたように、区と都との間の財源争い、権限争いといふことで弊害を生みまして一たん改められた制度を、また

もとに近い独立性を強める制度に戻すということにつきましても、そういう点に十分配慮をいたしまして今回の改正案を御提案した次第でございますので、いま先生の御指摘をいただきました、一体これらの制度のうちでどれがどういうのをいって言えば、現在の東京にとつては今回の改正案でひとつ試みてみたい。これが一番おそろしいだろうし、またいいと思われ。思われるといいますが、欠陥をなくするための配慮を現在の政府として払えるだけ払ったものである、こう申し上げる以外ないのではないかと存する次第でございます。

〔委員長退席 中山利委員長代理着席〕

○村田委員 それで私は申し上げたいのです。つまり、いまの自治意識というものは、たとえば東京都における自治意識、東京都の特別区における自治意識、あるいは地方の都市における自治意識、地方の郡部における自治意識というのはおのずから異なるわけですね。広域行政がだんだん進んでまいります。そうすると、最初申し上げたふるさと意識といったようなものから、東京都の都民の方々はメトロポリタンとしての意識をきつと持っていってほしい。それからさらに、いまでは新幹線に乗りたり飛行機に乗りたりしてあちこち移動をいたしますから、そうするとさらにその活動範囲が広がってきて、東京から大阪まで、いわゆるメガロポリスということになります。メガロポリタンとしての意識も出てくる。そういうものに即応したいろいろな自治制度というものが当然あつていいし、なければいけないわけですね。そういうことを考えてみますと、これはまさに林さんの御指摘になったように、その地域地域の独自性、そういうものに即応して自治制度というものを考えていかざるを得ない。

その場合に、何より考えていかなければならないのは住民自治ということであり、住民福祉ということだと思ひます。それから離れた自治制度というのには意味がないですね。だからその意味で、東京都の現在の自治組織あるいは自治意識というものについて、たとえば自民党ではふるさと

社会を東京に戻そうということを言っておるわけでありまして、これも一つの住民意識をつちかおすという試みだと思ひます。そういうことに關連して、まだまだ東京都政というのは足りないものが多過ぎる。その意味で国としても制度の上で考えていかなければならぬものがたくさんあると思ひます。区長公選制度はそのいわば一つの出発点であつて、解決点でも何でもありません。だから、これはまずやってみることももちろんいいことだけれども、それに引き続いてやらなければならぬことがたくさんあると思ひます。そういうことについての認識をもう一度承つておきたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 御指摘の点、全く同感でございます。いまして、これが終局点ということではない、まさに一つの出発点でございます。東京都民の自治意識というのは、先ほどもお触れになりましたように、豊橋と違い、郡部とはさらに違い、そして生活の場と生産の場が違ふところにある。持っている都民意識が、ゲマインシャフト的なものからゼルンシャフト的なものに近づいていくというところ、その前提の上に立ちつつ東京都の制度を考えていかなければいけない。ですから、今回はこの案で、従来よりも、いままで考えられる案のうちでは東京都にとつては一番いいと自信を持って提案しておきながら、やはりそこには、たとえば一体性確保の問題なんかについて今後どういう問題が起きるかということに対して十分な注意を払い、注視をしてみたい。そしてその事態に合わせたまた制度の改善というのを、これは限りなく今後考えていかなければならない問題と思ひます。まさに、御指摘の点、全く同感でございます。

○村田委員 次に、配属職員の問題について伺つてみたいと思ひます。

現在、特別区の二十三区の職員は、ことしの二月の統計で、六万四千四百九十七人、学校関係を含みますと、六万四千余人あるわけですね。そのうちで東京都からの配属職員が実に四

七・八%に達しています。区長公選制が廃止された昭和二十七年には都の配属職員は実に九九%であつたという事です。区固有の職員はほとんどが現業部門の職員であり、人事権の面でも、現行制度における区は都の下請的な立場に置かれていたといわれるわけでありまして、都と特別区の間、配属職員の比率などは、この法改正に伴つてすっかり変わつてくるわけでございます。変わるわけでございますが、その見直しはどういうふうになるのか。また都と特別区の間、都が上位団体であつて特別区が下位団体であるというふうな考え方がもしあつたとしたら、これはたいへんかと思ひます。そういうことを含めて、一体そういう上位団体、下位団体的な考え方を払拭するにはどういうふうな人事上の配慮が必要であるか、また配慮をしようと思ひますか、その見直しを聞かしてくだされ。

○林(忠)政府委員 配属職員制度というのはこの法律の施行により廃止をされますので、配属職員と区固有の職員の比率というのはすでに意味がなくなる制度になるわけでございます。もちろん、配属職員制度が設けられた意味は、言つてみれば全体の統一性、都としての統一性を人事の面から担保するという考え方であつたには違ひございせんし、戦時中東京都ができました、東京府と東京市が合体したときにその統一性というものを、その戦時的な要請もございしましたが、非常に重視し、それを強めた制度になつた。そこで、戦後一転しまして、特別区を、区長の選任も公選制をとり、独立の自治団体に近い制度に変えまして、たときにも、従前のなごりでいまおっしゃつたように九九%配属職員というのは、区長の公選は名ばかりで、いわば人事権というのは一切が握つていた。言つてみれば都の団体であり、区はその都の下部機構であるという意識はずつと残つてきたのではないかと思ひます。それがいまの御指摘のように四八%、半数を割つたわけでございますから、その意味では徐々に区が都の下部機構的な地位から脱しまして、その独立性を強めていった

という経緯をその数字も物語つていと思ひます。

ただ、物語つていにしましても、単に数でいえば四八%、五二%、ほぼ半々でございますけれども、現実の実態としては、部長、課長、係長という責任のある地位の者はいまも九〇%以上がいわゆる配属職員をもつて占めておる。実質的な意味では、なお都の配属職員の地位が、地位と申しますか、占めるウェイトが非常に高かつたといふことがいえる。これを一転して今回廃止するわけでございますので、相当思い切つた改革にはなりまして、その意味で、区の独立性を強める公選制を採用すると同時に、公選して当選をされた区長さんが人事権も握り、自分の思つた政策を展開できるような余地を区に与えるという改正にまさになるわけでございますが、やはりその間の経過的な措置といたしましては、一方都の全体の統一性というもの、これもおろそかにしてはできる問題ではございせん。

たとえば大気汚染、交通渋滞というような問題になりますと、それぞれの区では解決できる問題ではない。都の一体性、この大都市における統一行政の必要性というものは決して軽視すべきものではございせんので、配属職員の制度自体が廃止されますまでの一年間に、十分その間の、都と区との協議を遂げまして、新しい実態に即応するような人事配置を終えておいてもらふ必要がある。また職員個々の方々にも、従来そういった都の下部機構だという感じがあつたものですから、何となしに都のほうがえらいのだ、区のほうが下になるのだという觀念が人情の常として一部残るかもしれないが、そういうものもできるだけ拭きまして、今度こそ公選の区長をいただき、自己の独立性を相当強めた団体、いわば一般の府県と市町村と同様に上下の關係はないのだ。まあ広域があり、いわゆる指導という面の機能は都に残るといたしまして、それぞれやはり独立の自治体であるという、何と申しますか、プライド、誇りを持つていただくようにしていただく必要も

ありますし、なおそれから一部の技術の職員などについては、これは配属職員制度をやめまして、自治法中にあります派遣職員の制度を活用しまして、しばらくの間は都全体の間の交流と人事配置の円滑ということを期するような配慮も必要であると思ひます。

〔中山利委員長代理退席、委員長着席〕

これは都、区当事者の問題でございますので、十分都と区との御協議によつて、それは遺憾なく行なわれるであろうことをわれわれは期待しております。大体そういう見通しを持って御提案申し上げた次第であります。

○村田委員 厚生省、見えておりますか。

次は、改正法案によりまして、特別区が保健所を設置することとなりまして、現在の都の保健所が特別区に引き継がれることになるわけでございます。このことについての現在の二十三区の保健所の現況と、それから移管することについての厚生省の考え方をひとつ承つておきたいと思ひます。

○山本説明員 現在東京都の二十三区には保健所が五十三カ所ございます。保健所の職員につきましては、現在約三千名ほど勤務しておるわけでございます。

私ども、本法案について自治省との間でいろいろと御相談をしたわけでございますが、第一の問題といたしまして、保健所の業務を特別区に移管することによりまして、住民に対するサービスが低下しないかという一つの問題点があったわけでございます。私ども現在保健所法に基づきまして政令市が保健所を置き、住民に身近なところでの業務をする、こういう実態がございます。したがって、保健所の業務の中で特に住民に身近な業務というところにつきましては、今回は区に移管するというところにつきましては、今回は区に移管するということによるメリットがある、かように考へておるわけでございます。ただ、保健所の業務の中におきましては、幾つかのものにつきましては経過的な措置、あるいは受け入れ側の体制という点に關連いたしまして経過的なことを考へな

ければならないという問題はございますけれども、基本的には、住民に身近な業務については区に移管することについては賛成しておるわけでございます。

○村田委員 だいぶ時間が迫つてまいりましたから、大臣が戻つてこられたので、大臣の口からぜひ承つておきたいことを要約して御質問したいと思ひます。

先ほど大臣がお立ちになる前に、二十三区及び東京都の市、郡部の区域の再編成についての所信を承らうとしたわけですが、途中で席をお立ちになりましたので行政局長から答弁がありました。

二十三区の特別区の区長公選制度を実施することとはたいへんけっこうであります。たいへんいいと思ひますので、ぜひ実施すべきであると思ひます。先ほどロブソン教授の区域再編成についての所見を御紹介いたしましたように、ひとつ東京都全体について、首都制度としてさらに区域の再編成についてこれを考へなければならぬ時期が来てるのではないかと思ひます。というのは、二十三区以外の市におきましても、二十三区と実態の変わらないところが幾つもある。そういったものを含めて、区域の再編成問題を大臣におかれては検討する御意思があるかないか、ひとつ承つておきたいと思ひます。

○町村国務大臣 先ほどもちつとお答えは申し上げたのでありますが、確かに、特別区と現在の周辺の市町村との関係というものは、特別区の区域がでさう上りまして、全くと今日とはかなり情勢が変化をいたし、全く何ら違ひがないというようなどころも周辺部においては相当にふえてきておるといふことはまさに御指摘のとおりでございます。であるといふことは、これをやはり東京都の特別区の中に包含すると申しましようか、新たな特別区をつくるのが適当かどうかというところは、私は十分検討に値する重大な問題だ、かように考へる次第でございます。今後この点は自治省といたしまして検討はいたします。

また関係の地方制度調査会等にもよく御相談を申し上げて、今後のあるべき姿をどういうふうなこゝれから求めていくべきかというところは十分検討をさせていたいただきたい、かように存じます。

○村田委員 今回の政府提案の法律案の中にはないのでございますが、先ほど野党側から提案のありました地方事務官制度の廃止の問題、これは私は非常に重要な問題だと思ひますから、最後にぜひこれに觸れておいて、大臣の直接の所見を承つておきたいと思ひます。

本来、都道府県に勤務いたしております職員は地方公務員であるのが当然であります。私などもたびたび地方公共団体でいろいろ勤務をさせていたしまして、非常に矛盾に思つたのであります。が、地方事務官制度は終戦後の地方自治制度の改革に伴う暫定的な制度として、都道府県の一部の職員について国家公務員の身分を有することとされたものであります。そしてこれに該当するものとしたしましては、都道府県知事の執行している国の機関委任事務のうちで、社会保険関係、職業安定及び失業保険関係並びに自動車検査、登録関係事務に従事しておる職員、現在一万九千四百七十二人おるといわれております。

こうした暫定的な制度が実に約三十年にわたつて存続しておるのでございまして、これは非常に異例の事態だと思ひます。これらの地方事務官は、職務上は都道府県知事の指揮監督を受けることとされておりますが、現実には厚生、労働及び運輸の各本省のコントロールを受けて事務処理をしております。知事の指揮監督や民意の反映が十分に行なわれない。総合的な行政執行を阻害しております。また、同一知事のもとで地方公務員、国家公務員という身分の異なる職員が勤務しておるといふのは、非常に人事管理の適切を欠いておる。したがって、地方事務官である職員の士氣も低下しがちであると思ひます。この制度についての大臣の考え方はいかがですか。

○町村国務大臣 いま暫定的な制度としての都道府県に置かれております地方事務官制度について、いま村田議員からその不合理なゆゑんについてたいへん詳細な御指摘があったわけでございまして。この点は私も全く同様に考へておるのでございまして。したがって、これはやはり暫定的な制度として、なるべくすみやかにこれをやめるといふことが自治省としての考えであることは申し上げるまでもございせん。

しかし、いまも御指摘がございましたが、厚生省なりあるいは労働省なり運輸省というものは、現行の制度のほうがそういう関係省としての行政事務を執行していく上においてはよろしいのだという考へをお強く持つておりますこと、この問題が政府内部におきましてもなお最終的な結論を得るに至っていないところでございまして、けれども、われわれといたしましては、当初から考へておりましたように、この制度をなるべく早く解消するという方向で今後とも格段の努力をいたしていきたい、かように考へておるところでございます。

○村田委員 この地方事務官制度に關しまして、從來、国会においては、たとえば第七十回国会、第七十一回国会において、衆参両院で地方事務官の地方公務員への身分移管に關する請願が採択されております。また地方制度調査会では、昭和三十八年十二月の第九次の「行政事務再配分に関する答申」、それから昭和四十年九月の第十次の同じく「行政事務再配分に関する第二次答申」において取り上げられております。臨時行政調査会におきましては、昭和三十九年九月「行政事務の配分に関する改革意見」として取り上げられておる。また行政監理委員会におきましても、昭和四十年九月の「地方事務官制度の改革に関する意見」として取り上げられております。全国知事会、全国都道府県議會議長会、全日本自治団体労働組合の要請など、これは実に十数次にわたつて出されているのは大臣も御承知のとおりであります。

また、これらを受けまして、今日まで政府部内におきましては制度改革の努力がいろいろされておりました。たとえば行政改革計画、第一次が昭和四十三年十月、第二次が昭和四十四年七月の閣議決定で、その一環としていたしましてこの問題について検討をした結果、関係大臣間で昭和四十三年十一月には地方事務官制度の廃止方針について大臣間の覚書、これは木村行政官庁長官、小川労働大臣、赤澤自治大臣の連署で行なわれておりますし、また昭和四十八年十月、昨年でありましたが、福田行政官庁長官、齋藤厚生大臣、新谷運輸大臣、加藤労働大臣及び江崎自治大臣の関係五大臣間で、すみやかに決着をつけることについて合意に達したというのを聞いておるわけでありす。

したがって、今国会におきまして、でき得ればこの自治法の改正に織り込みまして、地方事務官制度の廃止をすることが望ましいことではないか、ぜひやるべきであると思ひます。これはいままでのわが国の行政部内のいわゆるなわ張り意識というふうなものもいろいろございまして、これを実施することが行政効率の低下を示すというふうな各省の抵抗もあると思ひますけれども、断固としてやらなければならぬことだと私は思ふのです。

そこで、自治大臣は関係大臣に働きかけて、この国会においてこの制度の廃止を期限を限ってする。「当分の間」というような現行の規定ではなく、期限を限って、たとえば昭和五十一年の三月三十一日までにするといったような法案改正をする意思があるかないか。また関係大臣と十分協議をする御意思があるかないか。とつくりと、しっかり承っておきたいと思ひます。

○町村国務大臣 地方事務官制度に対して今日まで政府部内において、やはりこれは廃止すべきだということ、関係各大臣の間においてしばしばそういう方向の考えが打ち出されたことはいま御指摘のとおりでございます。ただ、御承知のように、これを事務的に下におろしてまいります

と、地方自治体に対する関係省からの不信の気持ちというものはなかなか切れないわけでありまして、そのために、もし地方事務官制度というものをやめるといふことに相なりますれば、現在のこのういつた国政事務というものが厳格に行なわれないというふうなことを深く懸念をいたしておるということがあるに對する反対の理由であり、いままで事務的にはなかなか話し合ひがまとまらなかつた最大の理由であるといふことは、私が申し上げるまでもなく十分御承知のことであると思ひます。

そこで、お尋ねとしては、いま「当分の間」とあるものを期限を限るといふようなことでこの問題の解決の促進に当たつてはどうかという御指摘のように伺つたのでございす。この点については、確かにそれとも一つの方法であらう、私はこう思ふのでございす。いづれにいたしましてもさらに関係大臣とひとつ十分相談をいたしまして、できるならば今国会に成案を得たいものと、かように考えておるところでございす。

○村田委員 ぜい、いま自治大臣が決意を表明されましたように、この国会においてその成案を得るようになつて御努力をいたしたいと思ひます。

なお、本日の地方自治法の一部改正につきましては、いづれの広域市町村圏、広域行政に關連をいたしております複合事務組合の大切な問題がありす。しかしすでに時間が参りましたし、また広域行政の問題は一時、二時間の短時間ですべてが尽くされる問題ではございせんので、私は今日の質問はこの程度にとどめまして、また別の機会にあらためてしっかりと広域行政問題を質問させていたきたいといふことを留保いたしまして、質問を終わります。どうもありがとうございます。

○伊能委員長 佐藤敬治君。

○佐藤敬治委員 一番先に林さんにお伺いします。きょう、この自治法の質問をするということ、は先週の木曜日にしたかにきまつてゐるんですよ。ところが、こへ来まして、こんな膨大な資料をいままんに渡されたんですよ。こんなのを渡されたら、私がいまここで質問するのには何の足しにもならぬですよ。渡すなら、先週きまつてゐるんだから、先週のうちに渡してもらつて、これによつてしっかりと勉強してもらわなければ、こんな資料何の役にも立ちませんよ、私には。どうです。まずそれからひとつお伺いします。

○林(忠)政府委員 それはまことに申しわけないことでございす。ただ、この問題につきましては、過去、この前の国会では実は残念ながら一つも御審議いただけませんでした。ただ、この問題に對しては、その前の国会におきまして相当長いことかけていろいろな御審議をいただきました。そのとき、現在に合わせるためにややおくれたことをほんとうに申しわけなく考えております。それにしても、先週木曜日にできてなかつたかといへば、そうではございせんので、準備はしておりましたのでございすけれども、とにかく国会の御審議の動きがなかなかわかりませんで、たいへん手おくれになりましたことをおわび申し上げます。

○佐藤敬治委員 今度はせつかくこんなに苦勞して膨大な資料をつくつてゐるのですから、審議に十分利用できるやうにひとつできるだけ御配慮をお願いしたいと思ひます。

それから、私はこの法案を見まして、今度、連合が複合一部事務組合ですか、こうなつたやうですが、私、この問題は今度初めて出てきましたので、前の地方制度調査会、あれの答申なんかもずっと読んでみた。その一連の延長上に広域行政やら現在の複合一部事務組合というものが乗つておるわけですが、あれをずっと見てみまして、この問題の底流を非常に強く感じたのは、この問題の底流にはいわば一連のものがある。というのは、いま出てきておるのは市町村をどうするかという問題だけれども、この問題の底には、いままでの市町村制度といふものが自治制度といふんですか、そういうのを全体的に変えようとする一つの流れがあると思ひますね。そこからきて市町村を拡大する。そしてそれによつて府県を廃止する。そして次に道州制をつくる。こういう、いままでの国と県と市町村という組み合わせを、国と道州、それから市町村、あるいはいま自治省が考えてゐるコミューニティーですか、ああいうものとずっと連なつた、非常に大きな地方自治制度の改革だ、こういうふうな感じを強く持ったわけです。大臣でもよろしいのですが、これに對する考えをひとつお聞かせください。

○町村国務大臣 このたびの一部事務組合の改正に關する問題につきまして、いま佐藤議員によりますれば、こういった改正をもくろんだ底流には、現在の地方制度に對して根本的な改革を加えよう、そういう意圖のもとに一步ずつこういふことを進めておるといふ感じを深くするというお考えに立つての御指摘であつたのでございすけれども、私も実はさうなことは毛頭考えておりません。やはり、何と申しましたも地方団体といひましては、基礎的な地方団体はいまの市町村である。かつて、御承知のように自治省といたしましては戦後大幅な市町村の合併ということをずいぶん促進をいたしたことがございす。が、私も當時たまたま地方におりまして、あまりに機械的な合併を促進することは適當でないといふことで私は若干抵抗をいたしました。市町村の合併については、その必要が非常に感ぜられるやうなところ以外にはむしろ市町村合併には反対をいたしてこれを実施いたさなかつたというやうな、私の個人に關するやうな経験等もあるわけではございす。したがって、いま御指摘になりましたやうな、だんだん市町村を広域化していつて、やがては府県を廃止し道州制に持つていくやうな底意だといふお感じでございすけれども、私は少なくともさういふやうなことは考えておりませんし、現在の自治省としてもさういふやうなことは全く考えていないといふふうに申し上げて間違いない、かように私は存じます。

○佐藤(敬)委員 大臣はいまそういうふうにおつしやられますけれども、この問題が出てきて底流というか、問題のその源をなしている、ずつと地方制度調査会が出している答申、あれをずつと見ますと、いま大臣が言われているのとちやうど反対のことがたくさん書いてあるのですよ。あなたの言われるようなことはあまり書いてないのです。

ちよつと読んでみますと、たとえば第四次地方制度調査会の答申なんかには明瞭にこれがあらわれているのです。一つはこういうことが書いてある。いまはほとんど広域的になつて市町村の行政能力が非常に充実してきた、大都市においてそれが特に著しいということをいっているのです。他方においては一般の市町村、これもいま言われました第一次合併ですね、三十年か二十九年の、私もあのとき市長をやつて、合併しましたのですけれども、一般市町村もその合併によつて非常に力がつてきた、だからこの時期においては地方制度の検討が必要である、こういうことをまづいっているのです。

それから一方、府県についてはどういふことをいっているかという、行政能力を向上させるためにあるいは行政経費を節減するために、いまの広域的な非常に動きの激しいときにはいまの府県の範囲では狭過ぎる、だからこれを広域化する必要がある、こういうふうにまづ一ついっていますね。だから府県を変えなさいというのが、これは一つの根本的な命題になつておるわけです。決して市町村のことだけをいっているわけではないのです。

それからこういうふうにも書いてあるのです。「府県の間近代行政遂行上の必要能力に顯著な不均衡を生じており、資源の開発、国土の保全等の広域行政事務を合理的に処理するためには、現在の府県の区域は狭過ぎる場合が多い、こゝういふふりなことで、言つたように、更に、近代的高度の行政の能率的運営及び行政経費の節減の見地からも、より広域において行政事務を

処理することが合理的であると考へられる。」

それからもう一つこういうことが書いてある。「府県の事務は、いわゆる国家的性格を有するものがその大半を占め、行政のすう勢は、いよいよこの傾向を進めるものと考へられるにもかかわらず、戦後行なわれた府県の性格の変更とこれに伴う知事公選をはじめとする一連の府県の制度に関する改革は、国との協同関係を確保し全国的に一定の水準の行政を保障するうえに欠けるうらみなしとしない。」こゝういふふう書いてある。「その結果、国の地方出先機関の施設を招いて行政の複雑化をきたし、更に国の各般の行政運営上の不備、府県と市町村との機能の重複等と相まって、国及び地方を通ずる行政の総合的、効率的な運営を妨げ、経費の濫費を伴うこととなつた。」こゝういふふう書いてある。

だから、これには明らかに、簡単に言つて、府県はあんまり国の言うことを聞かなくなつた、知事も公選になつたし、こゝういふので府県を何とかしなければいけないという考へ方がはつきりこの中にうたわれてあるのです。だから、いま大臣が言われましたように、自治省は決してそういう意図はない、こゝういふことはちよつと言えないじゃないか、こゝういふふうには私は考へます。いまみたいな答申から見ますと、区域も性格も組織も、あらゆる面において根本的な改革をしなればいかに、こゝういふふうには書いてあるのです。それからそのあとのほうには、結局は一方では市町村を拡大し、一方では府県をなくしても大きなブロック、七ブロックか八ブロックくらいにして新しい行政体制をつくらう。これは明らかに、私がさっき申し上げましたように国と州、市町村、広域的な市町村ですね、あるいはコミュニティとか、何かそういう新しい地方行政の体制をつくらうとする、こゝういふか思われぬ。だから、大臣の言われたように、単純に市町村だけ合併すればそれで済むのだ、こゝういふ考へ方じゃ決してないのですよ。このことをひとつもう一べん……。

○町村国務大臣 第四次地方制度調査会の答申に

そういったことがあつたといふことは私も承知をいたしておるところでございます。しかしながら、確かに、現行の府県制度といふものが最善のものであるかといふことになりますれば、これは私はいろいろ御意見の存するところであらう、こゝう考へます。まあ、制度といふものはなるべくこゝういった社会情勢に、時代の要求に合うようになものにならねばならぬという角度からこゝういった検討が行なわれるといふことはもとより差つかえないことである。しかし、こゝういった古い歴史の上に成り立つておりますような府県といふものを、ただ単に事務的に能率が悪いといふようなことだけの一点から根本的な改革を加える、いわんや、いま御指摘のありましたようにやめてしまつて、これを広域的な道州制に変えるといふようなことは、私は私にわかに考へるべきではないといふように考へておるのでございます。

したがつて、確かにこゝういったような意見といふものは地方制度調査会にもございするし、さらにはまた他の一般の方々の間からも、現在の府県制度といふものは、今日の人口が著しく偏在をしまるいは交通機関がよかように発展をいたしておりまする現状のもとにおいては、古い昔のものをそのままにしていつまでもこれを保守していくといふことは適當でないといふ考へがあることは私も重々承知をいたしております。承知はいたしておりますが、しかし、この制度はこの制度なりに現在の地方制度の根幹をなすものとして重要な役割を果たしておるのでございするから、いま、こゝういった御意見があるからと申しまして、にわかにこれに対して根本的な改革と申しましようか、府県を廃止するといふようなことは適當でない、私はかように考へておるところでございます。

としてそれが出ておるんです。ここにも、第十三

次地方制度調査会の答申に基づいてちやんと書いてある。その正式な答申に基づいてこゝういふ法案が出てきておるのです。だから決して、あなたの言われるように地方制度調査会の一部にこゝういふ問題を考へている人もありますよといふ、こゝういふ簡単な問題ではないのです。だからこゝういふと、この地方制度調査会の答申に基づいてこれを出しているけれども、大臣はこゝういふあれなんか無視して、絶対にこゝういふものにはこれは乗つかつていきません、こゝういふことを言明しますか。

○町村国務大臣 いま私のお答へ、少しく不十分でございしましたからさらにつけ加えてお答へを申し上げるのでございしますが、確かに、いま御指摘のございました第四次地方制度調査会においてはこゝういふ答申がなされたといふことは、私も承知をいたしておるところでございます。しかし、御承知のように、すでに第四次の地方制度調査会から答申がございまして、これをそのまゝ実行しておるわけではございまして、これをそのまゝ実行に移さなければならぬといふように自治省として考へたといひまするならば、当然もつと早くこの問題を取り上げていかなければならぬといふことは言うまでもございせんけれども、現実の問題としてこれを取り上げていないといふことは、私は、こゝういった調査会の御答申はございまして、今日のわが国の現状から考へてみてその御答申に従ふことは適當でない、こゝういふことであつたと思ひます。もちろん、私も、地方制度の問題につきましても、常に地方制度調査会の御意見を伺つたことをいたしております。したがつて、地方制度調査会の御意見はなるべくこれを取り上げ、尊重するといふことにはいたしておりますけれども、しかし、今日まで答申のございしました地方制度調査会の御答申全部、一から十までこれを必ず取り上げるといふふりなことでなかつたといふことは、御理解の願える点であつたと思ひます。

○佐藤(敬)委員 いま大臣は、現在の情勢にかんがみてやるべきじゃないと言いましたが、この答申の中には逆に、現在の情勢にかんがみてやるべきだと書いてあるんですよ。どうもおかしいんですよ。しかもこの法案は答申に基づいていっている。そうすると、あなたの言うことと答申のこれは、全然逆のことをさっきから答弁されているんですよ。一体どっちを信用すればいいんですか。

○林(忠)政府委員 佐藤先生御指摘のそれは、第四次の地方制度調査会の答申、いわゆる地方制を答申したときの答申であると存じます。それはたしか昭和三十一年か二年か、三十年代の非常に早いころでございまして……(三十二年)と呼ぶ者あり)おそれ入りました。言ってみれば、占領行政がやっと終わって、わが国が独自性を取り戻したという時期でございまして。それから、新しい府県において知事公選制がとられたけれども、あの当時はまだ、占領時代のいろいろなものを見直すという空気もいろいろありました問題でございまして。そこで、地方制度調査会で府県問題をどうするかで取り上げられて、その一つの地方制というのが答申をされて、これはたしか全国を七つか八つのブロック、あるいは第二案でも十三、四のブロックに分けるということ、それから任命制の知事を置くということ、いわば昔の府県制にやや戻るといふ趣旨の答申でございまして。

この答申ができました経緯につきまして、御承知かと思えますけれども、地方制度調査会の中でも意見が賛否分かれまして、その地方制の答申がきまるについては、たしか一票の差と申しますか、一人だけ多かった、それが多数案ということになっております。そのときに少数意見として別の答申と申しますか、少数意見が確かにそれに付記されておりました、その少数意見というのは、「三府県統合案」と称されまして、これは府県の性格を、たとえば知事を公選にする、完全自治体にする、たとえば知事を公選にする、完全自治体にするのままで置くという性格は変えないで、しかしその

当時の情勢でございまして、いろいろ言われているように、明治時代につくった府県の区域が、交通通信の発達その他住民生活の広域化に対して狭過ぎるということと、その二、三府県統合案、少数案も認めまして、四十六の府県を二十三ぐらいに、二つ三つというのを統合したらどうだというのが、あわせてその少数意見としてそのとき答申されているわけでございます。

そこで、この二つの案というのは、その当時の立場で考えて府県をどうするかということについて一年近く御議論になったあぐくの御答申だったわけでございますけれども、そのときの情勢その他からして、これは国会に提出するのはもう見送られまして、その後一回もこの答申を実現するための法改正という試みは政府においてなされておられません。

それから、今回提案いたしました法律が地方制度調査会の答申に基づいているというのにはまさにそのとおりでございますが、この答申は第十三次の答申でございまして、その前の地方制をいかにいうような答申とははるかにかけ離れて、十年以上たったその時点に立ちまして、国民生活の生活水準の向上に伴って住民の生活圏域が広がってくるのに対応して市町村行政をどうするかというところについて、市町村連合というものをつくってそれに対処したらどうかという答申でございまして、これに基づきまして、いわばその流れをくんで国会に二度三度御提案いたしましたし、その間多少、提案し直しのときは前の審議の経過その他も加えて修正を加えてございまして、この十三次の答申に基づいたものを今回御提案申し上げているわけでございますので、いま佐藤先生のおっしゃいました十数年前のその当時の状況に基づく地方制というものは、今回の法案は全然かわりもございせんし、したがって、府県を廃止して道州制をというようなことは、実は前の前の国会で一部の方から、そういう下心があるんだらうということ、だいたい御審議のときにいろいろ御指摘を受けたわけでございますけれども

も、そのときから一貫して、そういう十数年前の答申の道州制ないしは府県とは何のかかわりもないということを表明を申し上げてきたわけでございます。いまもまことにそのとおりでございますので、いま先生のおっしゃいました四次の答申とは、今度の法案は全くかわりがないことを御了承いただきたいと思います。

○佐藤(敬)委員 まあ信用しておきましょ、私は信用していませんがね。いま言う時間がなくなるからあれですが、参議院なんかでやりとりした中にも、決してそういうことをそのまま信用していいような答弁はしていないのです。まあ一応信用しておきましょ。

それでちょっとお伺いしたいのですが、いま広域市町村圏をやっておりますね。あの広域市町村圏は、結果的にはどの府県がどのぐらいの指定とちよつと事務の方でもいいから教えてください。○林(忠)政府委員 現在広域市町村圏は、大都市周辺を除きまして全部指定済みでございまして、全国で三百二十九……

○佐藤(敬)委員 いやいや、そうじゃなくて、一つの県に、北海道は幾つ、青森は幾つ、秋田は幾つ、そういうのをわかつているのを、あなたじゃなくて、課長さんかだれか教えてください。ちよつともう一ぺんあれですが、現在あるのじゃないのですよ。たとえば秋田のことを言いますと、秋田はいま八つしかないけれども、最終的には十圏域ができることになっているのですよ。だからその計画を教えてくださいたいのです。

○田中説明員 広域市町村圏は四十七年度までに一応の設定を全部終わりました、現在三百二十九圏域でございます。大都市周辺、東京、大阪、名古屋の周辺を除きまして、あと一、二、福岡の周辺その他が残っておりますけれども、大体全国的に設定を終わっております、秋田の場合にも終わっておりますので、これは八圏域……

○佐藤(敬)委員 八圏域でしょう。ところが秋田は十圏域つくる計画になっておるのですよ。

○田中説明員 それはちよつと聞いております。

○林(忠)政府委員 政府のはうはもう設定を終わって、そのいまの圏域で育成してほしいと思っておりますけれども、それぞれの県の実情で、県のはうから、まあ発達の過程において、これをまた二つに分けてくれという御相談があればそれに応じないつもりはございせんが、現在は大体全部、三百二十九で終わっておりますのでございまして。秋田も、これからさらにふやすという計画を現在私のはうは持っております。

○佐藤(敬)委員 それはそれでいいんですよ。ところが秋田は十圏域を設定しているのですよ。だからどこか抜けているんですよ、それは。たとえば私のいる北秋田というところは、大館を中心にして一圏域、鷹巣町を中心にして一圏域になっているのです。だから、大館は設定されていなくても、鹿角市を中心にしたところは設定されていなくて、あるいはどこかまだ抜けているところがあるのですよ。だから、私はいま申し上げましたように、政府で設定してしまつたのはそれかもしれないけれども、まだ各県によって、県独自のあれでこれを設定したいという、残っている圏域はありませんか。

○田中説明員 失礼いたしました。秋田県の場合に、鹿角市を中心とした鹿角市、小坂町というところから広域市町村圏にまだ設定になっておりません。

○佐藤(敬)委員 鹿角市はすでに合併してしまつて、あれはもう一郡一市にするつもりだったのが、小坂町が反乱を起こしてやめちゃって、一郡一市一町になっている。

それで、そのほかのところですね、いまさっきお願いしましたように、北海道は幾つになるか、それから青森はどのくらいになっているか。それをちよつと教えていただきたい。——ありませんか。じゃ、いいです。私、たったいまこれを預けられたので、この資料の中にあるかもしれないけれども、見てないからわからないのですよ。だから

市しかない。それに秋田県という制度がはたして必要であるかどうかという疑問が出てきます。これはもうどの県に対してもそうだと思う。かならず広いものに構成して、それを一つの自治体として構成できれば、四つや五つの市の上に県という

ると、兼業農家もふえてまいりますし、子供も小学校だけでは済まなくて、中学校、高等学校あたりはほとんど全部行く。それから一家でも、おとうさんが畑を耕しておりまして、長男は国鉄へつとめる、次男は県庁へつとめるということ、家そのものの生活圏域がずつと広がってまいります。

それとともに行政サービスの面でも、昔は全然問題にならなかった屎尿処理というような問題も、どんどんと町村の行政で取り上げていかなないと、ということになりますと、町村の行政それ自体が住民の生活の圏域の広がりとあわせて広がっている

そこで政府としては、第二次合併をここでやるということの合理性はもう考えないことにする。

しかし、住民の生活圏域の広がりと、それに対応した事務の共同処理方式を何か考えなければいけないということで実は生み出されたのが、広域市町村圏でございますので、広域市町村圏は、一口にいえば、個々の団体の自主性を尊重しながら、共同して処理することが合理的なものについてある程度の圏域をもって広域的な処理をしよう、こういう方策でございます。ですから、先生のおっしゃいますように、広域市町村圏を設定した、即それは将来合併ということを自治省は考

ところだ、広域市町村圏で事務を共同処理をしていきます市町村が、これから五年、十年、十五年先になつて、住民の生活圏域の広がりとともに、これはもう合併したほうがいいじゃないかと、関係町村が全部意向が一致して合併するということに対しては、これを否定する何ら合理的理由はない。それは自然の成り行きでそうなつたもの、あるいはそうするものはけっこうでございませけれども、私のほうでそれを意図し、そちらに引きずるという気持ちは毛頭ございせん。したがつて、住民の生活圏域の広がりが、これから道路もほとんど整備されてまいりますし、住民の生活水準も、わが国も今後やはり経済成長を続けて発達してまいりますから、十五年先、二十年先に、現在設定されました広域市町村の相当多くの部分が合併をして、先生のおっしゃるように秋田県が十市になるというような事態はあるとしまして、その段階でその地方行政の組織はどう考えればいいかという、そのときの問題でございまして、現在設定しております広域市町村圏がそういうものををねらい、そういうふうに誘導するということよりは毛頭ございせんので、あくまでも現在の生活水準に対して共同処理したら合理的である仕事を共同処理するための組織として広域市町村圏を考え、その行政の共同処理組織を考えたいのでございますので、その限度でお考えをいただきたい。それから先の私のほうの下心と申しますか、そういう方面に誘導するということよりは現在全くございせんことをぜひ御了解をいただきたい、御審議に当たっていただきたいと存じます。

○佐藤(敬)委員 局長はそう言われるけれども、事実上これは第一次の合併に続いた第二次の市町村合併だと私は思います。私はそれを否定するんじゃないのですよ。否定するんじゃないけれども、いろいろ強弁しておりますが、私は事実上の合併だと思ひますよ。

ちょっとお伺いしますが、この法案が成立しますと、この法案の実際の内容になるものは結局広域市町村圏でしょう。それはどうですか。

○林(忠)政府委員 現在設定されます広域市町村圏の行政の共同処理については、非常に便利な制度ができるということにはなると思います。現在の一つの圏域の中に、従来の一部事務組合が平均七つ、八つ、多いところは三十も一部事務組合があるところがございます。そういうもののうちで、それらをまとめてこの複合組合で処理するのがよいと関係市町村が意思が合致したときにこの組織を使って共同処理をされるという事態は、たいへんあちらこちらで起こるであろうと考えられます。しかし、広域市町村圏だけをねらったわけではございませんので、たとえば広域市町村圏と関係がない現在の東京都の多摩ニュータウンのような場合、あれはたしか四市が関係しておりますが、ちょうど四市の境目に多摩ニュータウンの団地ができております。これらの事務をそこで共同処理するための複合組合ということで、そこにも非常に役に立つ制度であろう。あるいは筑波学園都市のようなところでも、この制度を活用すれば非常に効率のよいと申しますか、合理的な組織ができるだろう。それらにも活用してもらうことを期待しております。ですから、広域市町村圏はこれを活用するメリットはたいへんありますし、したがって広域市町村圏連絡協議会という関係市の市長さん方は再三にわたって、大会でぜひこの法案の成立を期することを決議していただいておりますけれども、そのみではなくほかの面にも、多摩ニュータウン、筑波学園都市あたりに非常に役に立つ制度になるであろうということを自負しております次第でございます。

○佐藤(敏)委員 それは多摩ニュータウンとか筑波学園都市なんかに役に立つでしょうけれども、包括的に一番役に立つのは広域市町村圏ですね。これは当然そうなるだろうと思うのです。そこでちょっとお聞きしたいのですが、その場合に、これができるかとこれは特別地方公共団体

ですね。そうしますと全体の市町村という自治制度の流れの中で、このいわゆる複合一部事務組合というものはどういう立場になるのか。一地位を占めるのか。そのところに私は非常に疑問を感じます。市町村があつて、しかも総合的なもの一つの特別地方公共団体、特別がつくけれども地方公共団体がある。それがいままでのように単一のものじゃなくて包括的に全部やれる、こういうことになりまして、性格的に内容はいままで市町村とほとんど同じだと思ふのです。一定の地域を基礎にした総合的な市町村組合、これを設ければ、それは組合という名にはもう適しないので、新しい自治機構だと私は思うのです。一部事務組合という名前はいっているけれども、そうしますと、市町村の上にも一つ新しい自治体があつて、その上に県があつて、その上に国があるという形、二重構造になる、そういう疑問を感じますけれども、どうですか。

○林(忠)政府委員 これはおとしの国会でも審議の過程でしきりにそういう御疑問と申しますか、危惧をお述べいただいた点でございます。私たちのほうは市町村の上さらに第三の団体をつくるというような考え方は全くっておりません。法律の性格としては従来の一部事務組合と全く同じで、ただそこに、従来の一部事務組合は主として単一の、学校なら学校、病院なら病院の事務をやるための共同処理組織だったのですけれども、今回はその組合に幾つかの事務を合わせて処理させることができるようにしたい。とすれば、メリットはどうかという、従来は事務ごとに一つ一つの組合をつくらなければならなかったものが、今回は一つの組合で幾つかの事務を共同処理できる。あくまでも共同処理組織の一種であるという考え方に立ち、それに必要最小限度の規定を設けるだけにしておる次第でございます。ですから、総合組織をつくって、およそ関係市町村の事務はすべてそこへ持って行ってしまえば、おっしゃるような第三団体的なものが考えられることになりましても、私たちが考えて

いるのはそういうことではないで、それぞれの市町村でちゃんと一人前に独自にやれるような学校、保育所、いろいろそれぞれの仕事というもの関係市町村がそれぞれ自主的にやりになる。そして広い区域を通じて全体を共同処理したほうが合理的だと各市町村が意思の合致した仕事だけを総合組合に持つていく。しかしこれは総合組合ですから、組合を一つつくればそこに三つ、四つの事務は統合できる、そういうメリットがあるわけでございます。いま御心配のような、あらゆる事務をあげてしまつて関係市町村の仕事は全部なくしてしまつてというようなことは考えてもおりませんし、また現実にはこの制度ができた場合にそういう御運用はなさらない。それぞれの広域市町村圏で市町村が御相談になつて、この事務はひとつ一緒にやろうじゃないか、この事務はそれぞれの市町村でやろうじゃないか、その地域に適した振り分けができるものと確信をしております。

○佐藤(敏)委員 局長は単なる組合だと言つておられ、いままでの現行法によるところの一部事務組合と、あなたがいま単なる組合だと言つて複合一部事務組合というものは全く性格が違う。決して同じじゃないと思ふのです。これは理論的にどんなに押しつけていけば決してそうでないということはおなたもおわかりだと思ふ。ただそれを糊塗するために、単なる、単なると言つていられるけれども、決して単なるじゃないのです。非常に大きな問題を含んでいるのです。これは私が指摘したくてもいいわけですが、ただこれを指摘しない議論になりませんし、おわかりにならない人がいるかもしれないからそれで議論するわけですが、決してあなたの言うような単なるものじゃないのです。

たえば、憲法第九十三条に、地方公共団体には議会を設けなければならないとあります。そして議員と長は直接公選でなければならない、こういうふうに書いてあります。したがって一部事務組合は執行機関に関する事務だけに限られておる。そうですね。執行機関だけが一部事務組合を結成することができません。議決機関というのは一部事務組合をつくることはできません。そうですね。議会を合併することはできないですからね。執行機関だけが一部事務組合をつくることはできる。

そして今度は自治法の第二百八十四条第一項、一部事務組合に移管された事務にかかわる執行機関は「組合の成立と同時に消滅する。」こういうふうに書いてあります。一部事務組合をつくつてそれにやられた事務、それを取り扱っているところはその分だけ消滅してしまつたわけだ。したがってその一部事務は一部事務組合の議会にゆだねられるということになつて、その分だけ結局母体団体の議会の持つている調査権なり議決権というものがなくなる。これがいわばいままでの一部事務組合です。こういう一部事務組合が次から次とどんどん出ていけば、いまあなたは全部を持つていくことではないと言つても、たとえば全部を持つていかなくても大部分を持つていけば、議会は残るけれども議会が審議するところの対象がなくなるのです。そうでしょう。そうするとその議会というのは存在価値を失つてしまふ。対象がなくなり、議会が存在価値を失つてしまふ、自治体自体が消滅なんです。

実行すれば理論的に移っていくことが可能なんですよ。

○林(忠)政府委員 一部事務組合は、個々の市町村が事務を共同処理するために設ける機構でございます。従来、一部事務組合でも、おっしゃるようなあらゆる事務をそこにどんなふうに入らなければ、先生のおっしゃるような事態は理論的にあり得るわけではございません。しかし現実にはそういうことはございまして、学校なり病院なり、それぞれ共同処理することが適当だとそれぞれの市町村が意思が合致したものでございまして、それができておる。ただ、従来、一部事務組合は全部の事務を共通に処理しなければならぬ。従来、大原則として一組合一事務というふうなところになっておりました。ために、一つの広域市町村圏の中に三十もの一部事務組合があるという現実もできてきておる。今度設けようとするのも、性格的には従来、一部事務組合と変わりございせんが、一つの組合で二つ、三つ、四つというふうな幾つかの関連のある事務を処理できるような組合の制度をつくらうとしております。その運用というものはおそろしく従来、一部事務組合と同じように、関係市町村が、この事務については共同処理しようじゃないか、この事務はそれぞれ自分のところで責任を持って処理しようじゃないかという振り分けは合理的にできる。これは私たちが全く疑っておりましたし、逆に、何でもそのできた複合組合に持つていって、関係市町村の仕事は減らしてしまえなどという指導なんかは毛頭するつもりもございせんので、この制度がございましてそれをどう運用するかは、まさにその地域その地域でそれぞれの市町村が御相談になって、意思の合致したところによって運営されることを信じております。したがって、理論的には、それはあらゆるものを引き上げてしまえばそれぞれの町村がなくなるかと申すけれども、これは従来、一部事務組合でも理論的にはその同じことがあり得ますが、現実にはそういう例はございせん。現在できておるのは、従来、一部事務組合だけのために、

一つの広域市町村圏に三十もの一部事務組合ができておるといふ、その不合理をこれで幾らかでも救う道をつくらうというだけでありまして、そういう点は御懸念に及ばないと私のほうは考えております。

○佐藤(敬)委員 あなたは非常に調子がいいのですよ。絶対にそういうことはないと断言しておる。ただ口だけでそういうことを言っても私はなかなか信用できない。一つの組合に一事業、これが非常に大きな意味があるのです。一つの組合に一事業をやるとなると、これは完全にさっき言ったように地方公共団体になる可能性がうんとある。そして、初めはあなたの言うとおりの小さいものでもございせん。集団には心理学という集団の利己主義というのがありますからね。一つのものができれば、それが存続するためにいろいろな行動をするのです。これはいろいろあるけれども、それができたときは必要だ、今度しばらくたつと不必要になる、むしろ害になる、それでも自殺しようとはしないのです。必ず何かしら生きていこうという画策をします。一つできれば、これは雪だるま式にどんどんどんどん大きくなっていく。これがいわゆる集団の利己主義なんです。心理学でもはつきりそう言っているのです。

だから、こういうものがございせん。そうすれば必ずそうなると思ふ。しかも、いまこの中にはいろいろ込み入っている事業は、いま市町村でやる事業の非常に大きな部分なんです。事業量からいっても何からいっても非常に大きな部分なんです。これがどんどんつぎ込まれていけば、それはもう母体団体よりもっと大きな力、権限を持ちます。そうなつてくれば、そこに今度は新しい団体が母体の団体をどんどん食いついていく、こういう事態が必ず起きてくると私は思ふ。そう思ひませんか。

○林(忠)政府委員 どこかで意図的にそういう指導その他でもすれば、ということはあるいはあるかもしれないが、そういう指導をするつもりは毛頭ございせんし、理論的には、従来、一部事務組合でも一組合必ず一事業というわけではございせんので、関連のある二、三の事務を処理している一部事務組合も従来ございまして、しかしこれらの組合が、いま先生のおっしゃったようにぐんぐんふくれていって母体を食べつてしまふという事態は、明治以来一部事務組合を運営して現実に起きてきておりませんし、今後この複合組合が起きるにしましてもおっしゃるような事態はまず起きない。まず起きないというのには、一部事務組合だけが自分のかつてな行動をするのではなくて、どの一部事務組合でも、どんな組合をつくつてどんな仕事をそこにさせるかはまさに関係市町村の合意の上で立つてでなければならぬこととございまして、それと、それと市町村の新しい制度の運用というものは十分その市町村で考えられることと思ひますので、そういう御懸念は、あるいは先生があれとおっしゃればお考えの相違ということになるかもしれないけれども、私はその心配はないと思ひます。反面、今度は裏返しにして、現在の一組合一事業ということがありますがゆえに、共同処理する事務がたとえ三十にもなりまして、その一つ一つについて一部事務組合をつくつて、それぞれ執行機関の議会がございまして、そういうふうなことをこれで行くというふうなものがこの制度の今度の改正の趣旨でございまして、そういうメリットは発揮できるのではないかと、こういうふうなことを考へてございまして、

○佐藤(敬)委員 自治法で一部事務組合をつくるように許可が要するのです。ところが解散すると、きき届けを出さなければいけません。なぜそういうふうになつてくるかというところは、一部事務組合というものをあなたの言うように、それこそ理論的にどんどんつくつていくとこれは地方自治の本旨というものを破壊されます。それで、市町村というものは、これは最も基本的な基礎的な自治の単位なんです。そしてこれを守ることこそがいわゆる自治の精神であつて、住民自治な

り団体自治なり、そういうものを市町村という形で守つていかなければいけない。これはどんな小さな一部事務組合でもやはりそういう市町村に対する一つの破壊なんです。こういう一部事務組合がどんどんできていけばこれは必ず現在の民主的な市町村の形というものは破壊されていく。だからこういうものををつくるべきじゃない、乱造を戒めておる私は思ふのです。

こういうことから考えていきましたと、一組合一事業というものを今度は破壊して、そして一つの組合がたくさんの事業をどんどんやれることにするということとは非常に大きな一つのかきねを飛び越えることだと私は思ふ。極端にいうと市町村を否定する一つの動きであると思ひます。さっきも言いましたように道州制、片方では県を否定し、片方では市町村を否定して新しいものをつくる。いままでの市町村のもう一つ上を行く新しい末端の自治体制、基礎的な自治体制、こういうものををつくらう、こう考えられても無理がないと思ひます。

私は、これがもしできると、どんどんこの中に吸収されていけば、これは憲法九十三条にいうところの直接公選制度、これが破壊されてしまふ。そうなつていけばこれはまさに重大な問題であるし、そしてまた、最も住民に關係のある仕事、それがその組合にどんどん吸収されていけば、そしてしかもそれが独自の議会を持つて独自の行動ができるようになってくれば、住民が選挙しても何にもならなくなる。あなたは、この中に母体の団体の議会も関与することができると言つたつて、事実上、さっきも言つたとおり、一つの組合ができて大きな力を持つてしまえばとてもそんなことはできない。母体の団体が文句をつけることはできないのです。私は十八九の歳の一つの病院の組合をやつてきた。そして十年くらいやつてきました。それで幾つかの経験でよくわかるのですけれども、本体が大きくなつてしまえば、特に、中心市はいけれども、小さいところの議会なんかとてもそれに文句をつけるだけの力はないのです。

こうなつてきますと、これは完全に住民と組合の行動というものは乖離してしまふ。これは間接民主主義なんですよ。そういう危険性を私は十分にはらんでいふと思う。どうです。

○林(忠)政府委員 佐藤先生も市の理事者をおやりになりまして、現実に一部事務組合の運営その他を十分御承知の上での御懸念だと思ひます。それにはもちろん敬意を表する次第でございますけれども、私たち、現在一部事務組合制度というものを考えまして、理論的にはそこに全部ものを吸収していけばものと薄れるということ、その理論は否定はいたしませんけれども、現実の一部事務組合というものはあくまでも関係町村の共同処理機構であり、その組合のたぐいは運営一つとして、関係市町村の負担金によって運営されていくことでございまして。そこで関係市町村の合意ないしはその全体の中の意思に反して組合が独自にあれば回り、独自に成長してしまふ、いわゆるオニヒトデみたいにあたりのサンゴその他も全部食つてしまふという事態は、もちろんよほど運用上難点があれば別といたしましても、まずそれぞれの市町村で適正な運用を考えられる場合、そうおっしゃるような御懸念はないと考えていいのではなからうか。もちろん指導にもよりまふ。

ただ、先ほどおっしゃいましたような、設置には許可が要する。その許可は、確かにそういう市町村の仕事の一部別のところへ持つてくるという意味において、関係市町村の合意だけにやらないで、さらに公権的な意味で知事にそれを審査させようという趣旨であらう。反対に、解散するときには届け出でいいというの原則に返るからだ。それはおっしゃるのとおりと思ひますけれども、明治以来でございました許可というのは必ずしもそれだけではないで、明治以来からの地方制度の考え方に従つて、たいていそういうものについては、制度をちよつと運用をするについては知事なり大臣なりの許可が要つたが、戦後の自治制度によつては、関係市町村の合意ができればおそろくそれ

に対して四の五の言うべき筋合いではないということ、で、むしろ戦後については、同じ制度で許可は残してありますけれども、一部事務組合の許可に關する運営はやはりいふん違つてきたと思ひます。

つまり、それなりにそれぞれの市町村の自治能力が高まり、自治意識が高まり、そこで合意されたものについてはまかしておいていいという感じがより出てきておるんじゃないか。市町村もそこまで成長してきておるだろうと考えておりますから、それを裏返していえば、その市町村が自分から食われてしまふような鬼子の成長を許すはずがない。現実につくつてしまひましても、あとのその運営というものについては、関係市町村から議員が出、そして運営のめとなる財政は関係市町村の負担金による以上、組合に加入している市町村の意向を無視した予算を組むこともできませんし、意向を無視した予算の執行もできないわけでございます。

そこで、理論的には吸い上げてしまへば全部とおっしゃいますけれども、もちろんその運用の適正いかんにもよりまふし、指導にもよりまふが、そういう御懸念なしに、逆に現在の制度では果たし得ない合理性の追求と申しますか、より簡素な行政組織というものの目的を果たせるのであらう。私たちのほうはそういう確信をしておりますし、またそのために必要な指導ということについては、御意見も十分参酌させていただきまして、そういう心配のないような指導を十分心がけるつもりでございます。

○佐藤(敬)委員 そういふような指導をしませんという林行政局長の言を信用するわけにはいかないのです。これはさつきも私ここで読んだ。この前の連合法案の審査であなたは発言をちゃんとされているのですよ。合併ができない以上連合でやるしかない、こういうふうに言っているのですよ。だから、あなたがいま絶対そういふ指導をしないと申つたのは信用するわけにはいかないのです。(指導しているんだと呼ぶ者あり)むしろ

る逆に、指導しているといふも言っています。そういう傾向さへある。私は逆の傾向があると思ふ。

○林(忠)政府委員 おそろく、その合併ができない以上は連合でやらざるを得ないというのは、こゝういふ意味だと存じます。ある地域でもって住民の生活圏域が広がり、そのためにそれに対応する事務についてはぜひ広い区域で処理をしなければいけない。広い区域で処理する方法として一つ町村合併というのがある、合併すれば当然に行政区域は広がる。しかしその仕事だけのための合併というわけにはいかぬ、それぞれの市町村にはそれぞれ区域で十分に処理して合理的なものがまだ一ぱい残つておる。そういう場合に、合併をしないでそれを共同処理するためには、連合と申しますか、今度いえば一部事務組合の方法しかない、こゝういふ趣旨だと存じますので、先生がさつき御指摘になつたような方向のことをわれわれが考えておるという答弁をしていふのは、私ではございませぬけれども、おそろくその答弁の真意はさうであらうと私は考えます。

○佐藤(敬)委員 あなたはさつきから単なる一部事務組合だ、そう言っているのですが、私はそのところが非常に大事だと思つて、一組合一事業の組合でなく、一組合が幾らでも事業をやる。これは同じ一部事務組合という名前がついていけるけれども、決して同じものではないのです。全然、全く異質のものだと私は考えます。それを一部事務組合だ、単なる一部事務組合だと言っているのは、どうも私は、わかりながら胸に一物を秘めてごまかしている、極端にいえばこゝういふ感じを強く受けるのです。私はさつきもちよつと申し上げたけれども、広域行政の必要性を否定するものではないですよ。ないけれども、あなたの言ひ方はどうも腹に一物あつて何かしゃべっているような歯切れの悪いあれですから、はっきりしてください。よければ賛成しますよ。

○町村国務大臣 いま行政局長と佐藤委員との間のたいへん長い御質疑を伺つておつたところであ

りますが、いまお話を伺ひながら、どうも佐藤議員が御心配になるようなふうには実は私には受け取れなかつたのでございまして。

申し上げるまでもなく、地方自治というものは今後の日本の民主政治というものをますます定着をさせ、発展をさせていく上においてきつて重要な基礎的なことであることは言うまでもございせん。したがつて、私も自治省としては、自治省の存在理由というものは言うまでもなく、地方自治体を今後とも健全に発展をさせるということに自治省の最大の責任がある、こゝう私も平素から心得ているわけでありまして。したがつて、そういうような角度から、いま一部事務組合をつくることはやがてはこゝの一部事務組合が大きくなつていく、その前提としてと申しましうか、そこへいくための一段階としてこゝういふようなことをやられているのだというように御判断をなさつておるようでございますけれども、それは全く私も自治省の考えであることは違つておるというふうには私は御指摘になりました。まして、もちろんいま御指摘になりましたようなことはわれわれとしても十分警戒をし、注意をしていかなければならぬといふことは言うまでもございせんので、いま御指摘になりましたことは今後の行政指導の上において十分配慮いたしてまいることはもとよりでございますけれども、基本的には、私もあくまでも今日の市町村というものを健全に発展をさせるというのを基本として進みたい。ただ、いまのような社会情勢になつてまいりますと、広域的に処理をすることがきつて必要だといふようなものについていまの一部事務組合といふものを私も考えざるを得ず、また考えることが適当だといふことで進めておるにすぎないのでございまして、これを将来合併の基本にするといひましようか、合併するためにかようなことを底意に持ちながらやっておるのだといふふうなことはぜひひとつお考え直しをいただきたい、こゝう思ふわけでございます。

○佐藤(敬)委員 時間があれですので、これで質

問を保留させていただきます。

○伊能委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時二十七分休憩

午後四時二十四分開議

○伊能委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出にかかる昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案について他に質疑の申し出もありませんので、これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○伊能委員長 ただいま、本案に対して、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四派共同にかかる小山省二君外三名提出の修正案が提出されました。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第一条の改正に関する部分中「第八条及び第八条の四」を「第七条の二、第八条及び第八条の四」に改める。

第一条のうち、第五条の改正に関する部分中「第七条とする」を「第七条とし、同条の次に次の一条を加える」に改め、同条の改正に関する部分の次に次のように加える。

(昭和四十九年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第七條の二 地方議会議員（新法第五十一條第一項に規定する地方議会議員をいう。以下同じ。）であつた者に係る新法第十一條の規定

による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金のうち昭和四十四年六月一日（都道府県議会議員共済会の給付する年金にあつては同年七月一日、市議会議員共済会の給付する年金にあつては同年八月一日。以下「基準日」という。）の前日以前の退職に係る年金及び地方議会議員であつた者に係る施行法第四十二條の二に規定する互助年金で昭和四十九年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、その者が引き続き基準日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該消滅した地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体。以下この項において同じ。）に地方議会議員として在職していたならば基準日の属する月に受けることとなる新法第六十六條第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下「報酬額」という。）に係る標準報酬月額（基準日において適用されていた都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会（以下「地方議会議員共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が当該地方議会議員の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額（当該地方公共団体が同日以後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、政令で定めるところにより算定した報酬額をいう。）に係る標準報酬月額（同日において適用されていた地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、その額が一・五を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を新法第六十一條第二項又は第六十二條第二項に規定する標準報酬額とみなし、新法第十一條又は施行法第十三條の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第五項の規定は、前項の規定の適用

を受ける年金の額の改定について適用する。

3 施行法第四十二條の三第四項の規定により支給される年金たる共済給付金で昭和四十四年六月一日（市議会議員については同年八月一日）の前日以前に退職した者に係るものについては、昭和四十九年十月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第二条のうち、第六十四條の二の次に一条を加える改正規定の次に次のように加える。

第六十一條第二項中「平均標準報酬額」を「標準報酬額」に、「三年間」を「二年間」に改め、「を三十六で除して得た額に十二を乗じて得た額」を削り、同条第四項中「前二項」の下に「及び次条」を加え、「平均標準報酬額」を「標準報酬額」に改める。

第六十一條の二を第六十一條の三とし、第六十一條の次に次の一条を加える。

（重複期間を有する場合の退職年金）
第六十一條の二 在職期間のうち政令で定める年金制度の適用を受ける期間（以下この条において「重複期間」という。）を有する地方議会議員に係る退職年金の額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の年額から、その額に重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十五に相当する金額を控除した金額とする。

2 重複期間に一年未満の端数がある場合の調整措置その他重複期間の調整に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十二條第二項中「三年」を「一年」に、「平均標準報酬額」を「標準報酬額」に改める。

第六十六條第三項を同条第四項とし、同条第二項中の「百分の九に規定する金額」を「に規定する率を乗じて得た金額」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する掛金の額については、共済会の給付の実績及び将来の給付に要する費用

の予想額に照らし、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるよう、少なくとも四年ごとに再計算を行うものとする。

第七十條に次の一項を加える。

4 自治大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、共済会に対してその業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第七十三條に次の一号を加える。

四 第七十條第四項の規定による自治大臣の命令に違反したとき、第七十四條第一項に次の二号を加える。

十 第五十一條に規定する都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会

十一 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十條に規定する土地開発公社

第三條のうち、第六十二條の三の改正に関する部分の次に次のように加える。

第六十三條第一項第五号中「昭和四十六年十一月一日」を「昭和四十六年十一月一日、新法第七十四條第一項第十号又は第十一号に掲げる団体の職員である団体共済組合員にあつては昭和四十九年十月一日」に改める。

附則第一條第一項第一号中「附則第十三條」を「附則第十七條」に改め、同条第二項中「附則第十條」を「附則第十三條」に改める。

附則第十五條を附則第二十條とし、附則第十四條を附則第十九條とし、附則第十三條中「附則第七條」を「附則第十條」に改め、同条を附則第十七條とし、同条の次に次の一条を加える。

（厚生保険特別会計法の一部改正）
第十八條 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二十三條中「附則第八條」の下に、「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）附則

第十六条を加える。

附則第十二条を附則第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(厚生保険特別会計からの交付金)

第十六条 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、改正後の施行法第四十三条の二第二項の規定により団体共済組合員期間に算入されることとなつた都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会及び土地開発公社の職員である団体共済更新組合員(改正後の施行法第四十三条第一項第五号に規定する団体更新組合員をいう)の厚生年金保険法による厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、昭和四十九年十月一日から二年内に厚生保険特別会計から地方団体関係団体職員共済組合に交付するものとする。

附則第十一条を附則第十四条とし、附則第八条から附則第十条までを三条ずつ繰り下げ、附則第七條中「附則第十三条」を「附則第十七条」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第六條の次に次の三条を加える。

(共済給付金の額の算定の基礎となる標準報酬年額に関する経過措置)

第七條 改正後の法第六十一条第二項及び第六十二条第二項の規定は、昭和四十七年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた年金たる共済給付金についても、施行日の属する月以後の月分として支給すべき年金たる共済給付金の額の算定の基礎となる標準報酬年額について適用し、同日の属する月前の月分として支給すべき年金たる共済給付金の額の算定の基礎となる標準報酬年額については、なお従前の例による。

(重複期間を有する地方議会議員の年金額の調整に関する経過措置)

第八條 改正後の法第六十一条の二の規定は、同条第一項に規定する重複期間のうち施行日以後の重複期間に限り、適用する。

(土地開発公社の復帰希望職員である者に關する経過措置)

第九條 昭和四十九年九月三十日において土地開発公社の職員として在職する者であつて改正後の法第四十条第一項に規定する復帰希望職員であるものが同年十月一日に改正後の法第九十五条第一項に規定する団体共済組合員となつた場合には、その者は、当該復帰希望職員となつたときにおいて改正後の法第四十条の二第二項に規定する復帰希望職員となつたものとみなし、改正後の法第四十条第一項に規定する公庫等職員であつた間、改正後の法第九十五条第一項に規定する団体共済組合員であつたものとみなし、改正後の法第四十条の二第二項の規定を適用する。この場合において、地方公務員共済組合は、改正後の法第四十条第四項において準用する改正後の法第六章の規定により当該復帰希望職員及び公庫等が負担した掛金及び負担金を、政令で定めるところにより、地方団体関係団体職員共済組合に移換しなければならない。

2 前項に規定する者が引き続き改正後の法第九十五条第一項に規定する団体職員として在職しなくなつたとき(引き続き再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く)は、改正後の法第十二章の規定の適用については、その者は、改正後の法第四十条第一項に規定する復帰希望職員であつた間、改正後の法第九十五条第一項に規定する団体共済組合員であつたものとみなす。

3 前二項に規定する者に対する改正後の施行法第十三条の二の規定の適用については、その者は、改正後の施行法第四十三条第一項第五号に規定する団体共済更新組合員に該当しないものとみなす。

附則に次の一条を加える。

(通算年金通則法の一部改正)

第二十一条 通算年金通則法(昭和三十六年法

律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 附則第十条及び附則第十一条の規定は、昭和四十九年九月三十日において団体(地方公務員等共済組合法第七十四条第一項第十号又は第十一号に掲げるものに限る)の職員であつた者で同年十月一日に地方団体関係団体職員共済組合の組合員となつたものについて準用する。

○伊能委員長 この際、修正案の提出者から趣旨の説明を求めます。小山市二君。

○小山委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表いたしまして提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

この修正案は、地方議会議員の年金制度に關してその年金額を増額改定する等の措置を講ずるとともに、土地開発公社の職員について地方団体関係団体職員共済組合に加入させる措置を講じようとするものであります。

次に、修正案の内容について御説明申し上げます。まず、地方議会議員の年金につきましては、この制度創設以来、今日まで一度も年金額の改定措置が講じられておりませんでした。このたびこれを国会議員互助年金制度における給付額の改定の例に準じて増額改定するとともに、地方議会議員の在職期間で他の公的年金制度の適用を受ける期間と重複している期間を有する者の年金について重複する期間にかかる公的負担分について一定額を調整する措置を講じ、また、地方議会議員の年金の計算の基礎となる標準報酬月額について給付事由が生じた日の属する月以前の地方議会議員であつた期間一年間における掛け金の標準となつた標準報酬月額により算定するように改めること、その他所要の規定の整備をはかるうとするものであります。

また、土地開発公社の職員につきましては、地方団体関係団体職員共済組合の組合員とするものと

もに、それに伴う厚生年金保険特別会計からの資金の移換等所要の規定の整備をはかるうとするものであります。

以上が、修正案の提案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ、御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○伊能委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

修正案について別に発言の申し出もありません。

○伊能委員長 これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論を行なうのでありますが、別に討論の申し出もありません。

これより採決いたします。まず、小山市二君外三名提出の修正案の採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊能委員長 起立総員。よつて、小山市二君外三名提出の修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊能委員長 起立総員。よつて、修正部分を除いて、原案は可決いたしました。

したがつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○伊能委員長 ただいま議決いたしました法律案に対して、中村弘海君、山本弥之助君、林百郎君、小濱新次君及び折小野良一君から、五派共同をもつて附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

この際、本動議の提出者から趣旨の説明を求めます。中村弘海君。

○中村(弘)委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民

社党の五党を代表いたしましたして、昭和四十二年年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により、趣旨説明にかえさせていただきます。

昭和四十二年年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方公務員共済制度の現状にかんがみ、次の諸点について善処すべきである。

一 公務員関係共済制度に共通する基本的問題を調整改善するための関係閣僚協議会の設置等について検討すること。

二 共済組合の給付に要する費用の公的負担及び給付内容の改善につきさらに配慮することともに、給付改定率による年金スライド制を公務員の給与改定時期にあわせて実施するようその制度化について検討すること。

三 退職年金等の最低保障制度については、既支給一時金の控除の廃止を含めて引き続きその改善をはかるよう検討すること。

四 長期給付の財政方式について、賦課方式の採用を含めて検討すること。

五 年金制度施行前の職員期間を組合員期間に通算するための要件について、その緩和をはかるよう検討すること。

六 中高年齢で就職した者に係る退職年金等の受給資格については、特例措置を講ずるよう検討すること。

七 退職者が復職して一年以内に退職する場合の退職年金等の算定の基礎となる給料については、特別な措置を講ずるよう検討すること。

八 短期任意継続組合員制度については、その適用期間の延長及び継続組合員の負担の軽減をはかるよう検討すること。

九 労働組合の非在籍専従役員が共済組合員としての資格を継続しうるよう検討すること。

一〇 地方公務員共済制度における運営審議会等の委員の任命の特例措置の中に審査会の委員を含めるよう検討すること。

一 地方公務員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項を実施するため、地方公共団体の条例の規定により設立された互助組織その他の地方行政に極めて密接な関係のある団体等の職員についても地方団体関係団体職員共済組合制度を適用するよう検討すること。

二 通算退職年金制度について、他の公的年金制度を含めて抜本的に検討すること。

以上であります。

何とぞ、皆さま方の御賛同をお願いいたします。

○伊能委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。(拍手)

これより本動議の採決をいたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○伊能委員長 起立総員。よって、中村弘海君外四名提出の動議のごとく、附帯決議を付することに決しました。

この際、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。町村自治大臣。

○町村国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。(拍手)

○伊能委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案についての委員会報告書の作成等については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○伊能委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊能委員長 次回は、来たる十六日木曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の「保健衛生」を「環境の整備保全、保健衛生及び」に改め、同条第六項第一号中「(需源開発)」の下に「上水道」を、「運河」の下に「下水道」を、「維持管理」の下に「産業廃棄物の処理」を加え、同条第十四項の次に次の一項を加える。

地方公共団体は、他の地方公共団体と協力して、住民の生活圏の広域化に対応する総合的かつ計画的な行政の運営に努めなければならない。

第八十四条中「第百条第四項を」を「第百条第三項」に改める。

第百七十条第二項第四号中「物品の」を「物品(基金に属する動産を含む。)」に改める。

第百九十七条中「三年」を「四年」に改める。

第百九十九条第二項中「第十三項及び第十四項」を「第十三項から第十五項まで」に改める。

第二百四十三条の二第一項中「物品若しくは」を「物品(基金に属する動産を含む。)」若しくは」に改める。

第二百五十八條中「第九條」を「第九條から第十三條まで」に改める。

第二百八十一條第二項及び第三項を次のように改め、同条第四項及び第五項を削る。

特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、その公共事務並びに法律又はこれに基づく政令により市に属する事務及び法律又はこれに基づく政令により特別区に属する事務のほか、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

第二条第五項及び第十項の規定は特別区に、同条第七項の規定は都及び特別区に準用する。

第二百八十一條の三第六項中「第二項」を「第一項」に、「第四項」を「前項」に改め、同条第一項及び第五項を削る。

第二百八十二條第二項中「都は」の下に「、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため」を加え、「及び第三項」を削り、「第二項及び第四項(同条第六項)」を「第一項及び第三項(同条第四項)」に改める。

第二百八十二條の二第二項中「第二百八十一條第三項又は前条第一項若しくは」を「前条第一項又は」に改める。

第二百八十三條第二項中「第二百八十一條第二項第十三号から第二十号までに掲げる特別区に属する事務に関するもの及び第二百八十一條の三第二項(同条第六項)」を「法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で第二百八十一條第二項の規定により特別区が処理することとされているものに關するもの及び第二百八十一條の三第一項(同条第四項)」に、「特別区の長」を「特別区の区長」に改める。

第二百八十五條を次のように改める。

第二百八十五條 市町村の事務又は市町村長若しくは市町村の委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に關し、広域にわたる総合的な計画を共同して作成し、これらの事務の管理及び執行についてその計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びに

これらの事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に共同処理するための市町村の一部事務組合については、市町村の共同処理しようとする事務が他の市町村の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

第二百八十七条第三項中「管理者」の下に「(次条第三項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事)」を加え、同条の次に次の三条を加える。

第二百八十七条の二 第二百八十五条の一部事務組合の規約には、前条第一項各号に掲げるもののほか、当該一部事務組合の作成する広域にわたる総合的な計画の項目について規定を設けるものとする。

第二百八十五条の一部事務組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該一部事務組合を組織する市町村の一部に係るものその他特別の必要があるものの議決の方法について特別の規定を設けることができる。

第二百八十五条の一部事務組合には、当該一部事務組合の規約で定めるところにより、管理者に代えて、理事をもつて組織する理事会を置くことができる。

前項の理事は、当該一部事務組合を組織する市町村の長又は当該市町村の長が当該市町村の議会の同意を得て当該市町村の議員のうちから指名する者をもつて充てる。

第二百八十七条の三 第二編第五章の規定は、政令で特別の定めをするものを除き、組合の条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定若しくは改廃、組合の事務若しくは組合の管理者(管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。次条並びに第二百九十一条第一項及び第二項において同じ。)、委員会若しくは委員の権限に属する事務の執行に関する監督、組合の議会の解散又は組合の議員若しくは管理者その他組合の職員で政令で定めるものの解職について準用する。この場合において、同章の規定中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)」とあり、又は「選挙権を有する者」とあるのは、「地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者」と読み替えるものとし、その他必要な読替えについては、政令で定める。

第二百八十七条の四 一部事務組合の議会の議決事項のうち政令で定める重要事項について当該議会の議決があつたときは、当該一部事務組合の管理者は、その結果を当該一部事務組合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。

第三編第三章中第二百九十三条の次に次の一条を加える。

第二百九十三条の二 この法律に規定するもののほか、地方公共団体の組合の規約に関する事項その他本章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十七条を削り、附則第十八条を附則第十七条とし、附則第十九条を附則第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十九条 第二百八十一条第二項及び第二百八十一条の三第一項に規定するもののほか、特別区又は特別区の区長は、当分の間、法律又はこれに基づく政令により保健所を設置する市(保健法(昭和二十二年法律第一号)第一条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。)に属する事務又は保健所を設置する市の市長の権限に属する事務を処理し、又は管理し、及び執行する。ただし、政令で特別の定めをするものは、この限りでない。

2 特別区に係るこの法律の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百八十二条第二項		第二百八十一条第二項	
準用する場合を含む。	準用する場合を含む。	準用する場合を含む。	準用する場合を含む。
第二百八十二条第二項		第二百八十一条第二項及び附則第十九条第一項	
ものに関するもの及び		もの及び法律又はこれに基づく政令により保健所を設置する市(保健法(昭和二十二年法律第一号)第一条の規定に基づく政令で定める市をいう。)に属する事務で附則第十九条第一項の規定により特別区が処理することとされているものに関するもの並びに	
準用する場合を含む。		準用する場合を含む。及び附則第十九条第一項	

別表第一中第一号の二十三を第一号の二十五とし、第一号の二十二を第一号の二十四とし、同号の前に次の一号を加える。

一の二十三 過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、過疎地域振興方針に基づいて作成される市町村過疎地域振興計画について協議に応じ、市町村に協力して講じようとする措置の計画を定め、過疎地域における基幹道路を整備し、及び無医地区の医療の確保に必要な措置を講ずる等の事務を行なうこと。

別表第一中第一号の二十一を第一号の二十二とし、第一号の三から第一号の二十までを一号ずつ繰り下げ、第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)の定めるところにより、都道府県交通安全計画及び都道府県交通安全実施計画を作成し、並びにこれらの的確かつ円滑な実施を図るために必要な措置を講ずること。

別表第一中第二号を第二号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の定めるところにより、原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域の指定等について意見を述べ、これらの地域に関する保全事業を実施し、及び都道府県自然環境保全地域を指定する等の事務を行なうこと。

別表第一第九号を次のように改める。

九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、一般廃棄物の処理及び大掃除の実施について計画を定め、一般廃棄物の収集、運搬及び処分を、土地又は建物の占有者に対し一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示し、並びに一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可に関する事務を行なうこと。(都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。)

別表第一第九号の三中「の定めるところにより、ばい煙の排出を規制する」を「及びこれに基づく政令の定めるところにより、条例でばいじん又は有害物質に係る排出基準の特例を定め、及びばいじん

酸化物に係るばい煙発生施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されているに、「排出基準」を「いおう酸化物に係る排出基準若しくはばい煙に係る特別の排出基準」に改め、同表第九号の四を第九号の六とし、第九号の三の次に次の二号を加える。

九の四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、条例で排出水の排出基準の特例を定め、及び公共用水域の水質の測定を行なうこと。

九の五 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和四十四年法律第九十号）の定めるところにより、事業活動その他の人の活動に伴つて相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁の影響による疾病が多発している地域を指定する政令の制定又は改廃について意見を述べること。

別表第一第十七号の二中「健康診査」の下に、「老人医療費の支給」を加え、同表第二十号の六を第二十号の九とし、同号の次に次の一号を加える。

二十の十 港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）の定めるところにより、港湾雇用調整計画について意見を述べること。

別表第一第二十号の五を第二十号の八とし、同号の前に次の二号を加える。

二十の六 勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の定めるところにより、勤労青少年福祉対策基本方針について意見を述べること。

二十の七 勤労婦人福祉法（昭和四十七年法律第百十三号）の定めるところにより、勤労婦人福祉対策基本方針について意見を述べること。

別表第一第二十号の四を第二十号の五とし、第二十号の三を第二十号の四とし、第二十号の二を第二十号の三とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の定めるところにより、市町村長が行なう児童手当の支給に要する費用の一部を負担すること。

別表第二第二十一号の二中「昭和三十三年法律第百三十三号」を「昭和四十四年法律第六十四号」に、「一般職業訓練所」を「職業訓練基本計画について意見を述べ、及び専修職業訓練校」に改め、同表第二十二号から第二十二号の四までを削り、第二十二号の五を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）及びこれに基づく政令で定めるところにより、地方卸売市場の開設及び廃止並びに地方卸売市場における卸売業務の許可に関する事務等を行なうこと。

別表第二二十三号の四を次のように改める。

二十三の四 土地改良法及びこれに基づく政令の定めるところにより、土地改良長期計画について意見を述べ、土地改良事業に参加する資格を有する者等の申請に基づく都道府県管土地改良事業の施行に関する事務を行ない、国管土地改良事業の適否の決定等について協議し、及び市町村特別申請事業の申請について同意を与える等の事務を行なうこと。

別表第二二十三号の七の次に次の一号を加える。

二十三の八 農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の定めるところにより、市町村が定める農村地域工業導入実施計画について協議すること。

別表第二二十六号の十二中「昭和三十三年法律第七十九号」を削り、同号を同表第二十六号の十八とし、同号の前に次の一号を加える。

二十六の十七 下水道法及びこれに基づく政令の定めるところにより、公共の水域又は海域ごとに流域別下水道整備総合計画を作成し、及び流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうこと。

別表第二二十六号の十一を第二十六号の十六とし、第二十六号の十を第二十六号の十五とし、第二十六号の九を第二十六号の十四とし、同号の前に次の一号を加える。

二十六の十三 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、新都市基盤整備事業を施行し、及び日本住宅公団が施行する新都市基盤整備事業に係る土地整理の施行計画について意見を述べること。

別表第二二十六号の八を第二十六号の十二とし、同号の前に次の一号を加える。

二十六の十一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地再開発事業を施行すること。

別表第二二十六号の七を削り、第二十六号の六を第二十六号の十とし、同号の前に次の一号を加える。

二十六の九 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）の定めるところにより、有線テレビジョン放送施設に係る許可又は不許可の処分について意見を述べること。

別表第二二十六号の五を第二十六号の八とし、第二十六号の四を第二十六号の七とし、同号の前に次の一号を加える。

二十六の六 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）の定めるところにより、石油パイプライン基本計画の作成及び石油パイプライン事業等の許可について意見を述べること。

別表第二二十六号の三を第二十六号の五とし、同表第二十六号の二中「定めるところにより」の下に、「鉱害復旧長期計画について意見を述べ」を加え、同号を同表第二十六号の四とし、同表第二十六号の次に次の二号を加える。

二十六の二 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）の定めるところにより、沿岸水産資源開発区域を指定し、及び沿岸水産資源開発計画を作成する等の事務を行なうこと。

二十六の三 真珠養殖等調整暫定措置法（昭和四十四年法律第九十六号）の定めるところにより、調整規程の認可等について意見を述べること。

別表第二二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の定めるところにより、急傾斜地崩壊危険区域内に標識を設置し、急傾斜地崩壊防止工事を施行し、及び災害危険区域を指定すること。

別表第二二十八号の五中「昭和三十一年法律第七号」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「日本道路公団の行う」を「日本道路公団若しくは地方道路公社の行なう」に、「若しくは阪神高速道路公団の管理」を「阪神高速道路公団若しくは地方道路公社の管理」に改め、同表第二十八号の十三を第二十八号の十四とし、第二十八号の十二を第二十八号の十三とし、第二十八号の十一を第二十八号の十二とし、第二十八号の十を削り、第二十八号の九を第二十八号の十一とし、第二十八号の八を第二十八号の十とし、第二十八号の七の次に次の二号を加える。

二十八の八 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)の定めるところにより、地方道路公社の定款において定めるべき道路の整備に関する基本計画に関し同意を与えること。

二十八の九 工業用水法(昭和三十一年法律第四十六号)の定めるところにより、工業用地下水の採取を規制する地域を指定する政令又は改廃の立案について意見を述べること。

別表第一第三十六号中「個室付浴場業」の下に「及びモーター営業」を加え、同表第三十八号中「円滑を図るため」を「円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため」に改める。

別表第二第二号中「第二百五十二条の十九第一項の」を削る。

別表第二第二号中「(二十)を(二十一)とし、(二十九)を(二十一)とし、(二十八)を(二十)とし、その前に次のように加える。

(二)の十九 過疎地域対策緊急措置法の定めるところにより、市町村過疎地域振興計画を定めるところ。

別表第二第二号中「(十七)を(十八)とし、(二十六)を(二十七)とし、(二十五)を(二十六)とし、(二十四)を(二十五)とし、(二十三)を(二十四)とし、(二十二)を(二十三)とし、(二十一)を(二十二)とし、(二十)を(二十一)とし、(十九)を(二十)とし、(十八)を(十九)とし、(十七)を(十八)とし、(十六)を(十七)とし、(十五)を(十六)とし、(十四)を(十五)とし、(十三)を(十四)とし、(十二)を(十三)とし、(十一)を(十二)とし、(十)を(十一)とし、(九)を(十)とし、(八)を(九)とし、(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(二)の三 交通安全対策基本法の定めるところにより、市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画を作成し、並びにこれらの的確かつ円滑な実施を図るため必要な措置を講ずること。

別表第二第二号(五)及び(六)を次のように改める。

(五) 自然環境保全法の定めるところにより、自然環境保全地域の指定等について意見を述べ、並びに原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全事業を実施すること。

(六) 水質汚濁防止法の定めるところにより、公共用水域の水質の測定を行なうこと。

別表第二第二号(六)の次に次のように加える。

(六)の二 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の定めるところにより、指定地域の指定等について意見を述べ、及び条例で指定地域における騒音の規制基準の特例を定めること。

(六)の三 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)の定めるところにより、規制地域の指定及び規制基準の設定について意見を述べること。

(六)の四 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)の定めるところにより、農用地土壌汚染対策地域の指定及び農用地土壌汚染対策計画の決定について意見を述べること。

(六)の五 公害防止事業団法の定めるところにより、公害防止事業団が作成する事業実施計画に関し都道府県知事が行なう協議について意見を述べること。

別表第二第二号(十一)を次のように改める。

(十一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく政令で定めるところにより、一般廃棄物の処理及び大掃除の実施について計画を定め、一般廃棄物の収集、運搬及び処分をし、土地又は建物の占有者に対し一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示し、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを維持管理し、並びに一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可に関する事務を行なうこと。

別表第二第二号中「(二十)から(二十四)までを削り、(二十一)を(二十)とし、その次に次のように加える。

(二十一) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、都道府県知事が行なう農業振興地域の指定について協議に応じ、及び農業振興地域整備計画を作成する等の事務を行なうこと。

(二十一)の二 農村地域工業導入促進法の定めるところにより、都道府県が定める農村地域工業導入実施計画について意見を述べること。

別表第二第二号(二十二)の次に次のように加える。

(二十二)の二 土地改良法及びこれに基づく政令の定めるところにより、土地改良区等の土地改良事業計画の概要等について意見を述べ、及び国又は都道府県の行なう土地改良事業に係る土地改良事業計画等について協議する等の事務を行なうこと。

別表第二第二号(二十四)の次に次のように加える。

(二十四)の二 海洋水産資源開発促進法の定めるところにより、沿岸水産資源開発区域の指定及び沿岸水産資源開発計画の作成について意見を述べること。

(二十四)の三 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の定めるところにより、採取計画の認可について意見を述べること。

別表第二第二号(二十五)の四「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二十五)の五を次のように改める。

(二十五)の五 都市再開発法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地再開発事業を施行すること。

別表第二第二号(二十五)の十「定めるところにより」の下に「、流域別下水道整備総合計画及び流域下水道の事業計画について意見を述べ」を加え、「行なう」を行ない、並びに下水の処理区域内にお

けるくみ取便所を水洗便所に改造することを命ずる等の措置を講ずる」に改め、同号中(二十五の十)を(二十五の十一)とし、(二十五の九)を(二十五の十)とし、(二十五の八)を(二十五の九)とし、(二十五の七)を(二十五の八)とし、(二十五の六)の次に次のように加える。

(二十五の七) 新都市基盤整備法及びこれに基づく政令の定めるところにより、新都市基盤整備事業を施行し、及び日本住宅公団が施行する新都市基盤整備事業に係る土地整理の施行計画について意見を述べることを。

別表第二第二号(二十六)の前に次のように加える。

(二十五の十二) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の定めるところにより、急傾斜地崩壊危険区域の指定について意見を述べることを。

(二十五の十三) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の定めるところにより、災害危険区域を指定すること。(建築主事を置く市町村に限る。)

別表第二第二号(二十六)の五中「道路整備特別措置法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「若しくは阪神高速道路公団の管理」を「阪神高速道路公団若しくは地方道路公社の管理」に改め、同号中(二十六の十一)を(二十六の十三)とし、(二十六の十)を(二十六の十二)とし、同号(二十六の九)中「住宅地区改良法」の下に「昭和三十五年法律第八十四号」を加え、同号中(二十六の九)を(二十六の十一)とし、(二十六の八)を(二十六の十)とし、(二十六の七)の次に次のように加える。

(二十六の八) 地方道路公社法の定めるところにより、地方道路公社の定款において定めるべき道路の整備に関する基本計画に関し同意を与えることを。

(二十六の九) 工業用水法の定めるところにより、工業用地下水の採取を規制する地域を指定する政令の制定又は改廃の立案について意見を述べることを。

別表第三第一号(三)中「危険物取扱主任者」を「危険物取扱者」に改め、同号中(四の五)を(四の六)とし、(四の四)を(四の五)とし、(四の三)を(四の四)とし、(四の二)の次に次のように加える。

(四の三) 自動車重量税と税法(昭和四十六年法律第九十号)の定めるところにより、市町村に譲与すべき自動車重量税の額の算定及び譲与に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(五)中「登録」及び「又は出張所」を削り、「行い」を「行ない」に改め、同号(五)の五を次のように改める。

(五の五) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街化区域内の土地を有償で譲渡しようとする者からの届出を受理し、土地の買取りの協議を行なう地方公共団体等を定める等市街化区域内の土地の先買に関する事務を行ない、土地開発公社の設立、解散、定款の変更等を認可し、及び土地開発公社から必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずることを。

別表第三第一号(五の十二)を(五の十三)とし、(五の十一)を(五の十二)とし、(五の十)を(五の十一)とし、(五の九)を(五の十)とし、(五の八)を(五の九)とし、(五の七)を(五の八)とし、(五の六)を(五の七)とし、その前に次のように加える。

(五の六) 過疎地域対策緊急措置法の定めるところにより、過疎地域振興方針を定めること。

別表第三第一号(九)中「基く」を「基づく」に、「及び特別保護地区」を「特別保護地区及び海中公園地区」に、「行い」を「行ない」に、「行う」を「行なう」に改め、同号(九)の次に次のように加える。

(九の二) 公害対策基本法及びこれに基づく政令の定めるところにより、二以上の類型を設けて定められた環境基準のそれぞれの類型をあてはめる地域又は水域を指定し、及び公害防止計画を作成すること。

(九の三) 大気汚染防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の設置等の届出を受理し、これらの施設の構造等の改善若しくは使用の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ、大気汚染の状況を監視し、並びにこれらの施設の設置者等から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

(九の四) 水質汚濁防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等の届出を受理し、特定事業場の汚水等の処理の方法等の改善若しくは排水の排出の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ、公共用水域の水質の汚濁の状況を監視し、水質の測定に関する計画を作成し、及び特定施設の設置者等から必要な報告を求め、又は職員をして特定事業場に立入検査させる等の事務を行なうこと。

(九の五) 騒音規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域を指定し、及び当該地域に係る規制基準を定めること。

(九の六) 悪臭防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、規制地域を指定し、及び当該地域に係る規制基準を定めること。

(九の七) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、

農用地土壌汚染対策地域及び当該地域内における特別地区を指定し、農用地土壌汚染対策計画を定め、特別地区の区域内の農用地において指定農作物等の作付けを行なわないように勧告し、農用地の土壌の汚染の状況を調査測定し、並びに職員をして農用地に立入調査させる等の事務を行なうこと。

(九の八) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法及びこれに基づく政令で定めるところにより、指定地域に係る大気汚染又は水質汚濁の影響による疾病にかかっている者の認定、公害医療手帳の交付及び医療費等の支給に関する事務を行ない、並びに保険医療機関等から必要な報告を求める等監督上必要な措置を講ずること。

(九の九) 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、公害審査委員候補者名簿を作成し、並びに公害に係る紛争に関する和解の仲介、調停及び仲裁に関する事務を行なうこと。

(九の十) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者等の選任の届出を受理し、これらの者の解任を命じ、及び特定事業者から必要な報告を求め、又は職員をして特定工場に立入検査させる等の事務(騒音発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務を除く。)を行なうこと。

別表第三第一号(三)中「昭和四十三年法律第五十三号」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「及び介護手当」を「介護手当等」に改め、同号(二十の二)及び(二十の三)を次のように改める。

(二十の二) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、臨床検査技師又は衛生検査技師の免許の取消し又は名称の使用の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申し、及び衛生検査所の登録に関する事務を行なうこと。

(二十の三) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、産業廃棄物に関する処理計画を定め、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の届出を受理し、これらの施設の改善若しくは使用の停止又は事業者の産業廃棄物の運搬、処分若しくは保管の方法の変更その他必要な措置を命じ、産業廃棄物処理業者の許可に関する事務を行ない、並びに産業廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させること。

別表第三第一号中(二十五の二)から(二十五の四)までを削り、(二十六の二)を(二十六の三)とし、(二十六の二)に次のように加える。

(二十六の二) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の定めるところにより、特定建築物の届出を受理し、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受け

ている者についての処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申し、特定建築物について維持管理の改善を命じ、又は使用を禁止し、若しくは制限する等の事務を行ない、及び特定建築物所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして特定建築物に立入検査させること。

別表第三第一号(二十八)中「基く」を「基づく」に、「行い」を「行ない」に、「標示をし」を「表示をし」、食品、添加物、器具又は容器包装を製造し、又は加工した者に対しその製造し、又は加工した製品について必要な検査を受けるべきことを命じ、「行わせ」を「行なわせ」に改め、同号(三十五)中「柔道整復師」を削り、「昭和二十二年法律第二百七十七号」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「きゆう師又は柔道整復師」を「又はきゆう師」に、「及び業務の停止」を「業務の停止及び施術所の開設等の届出の受理」に、「及び施術所の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改造」を「施術所について使用を制限し、若しくは禁止し、又は改善」に、「施術者」を「施術者等」に改め、同号(三十五)の次に次のように加える。

(三十五の二) 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、柔道整復師の試験、免許、業務の停止及び施術所の開設等の届出の受理に関する事務を行ない、施術所について使用を制限し、若しくは禁止し、又は改善を命じ、並びに施術所の開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして施術所に立入検査させる等衛生上必要な措置を講ずること。

(三十五の三) 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)の定めるところにより、理学療法士及び作業療法士についての免許の取消し又は名称の使用の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申すること。

(三十五の四) 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)の定めるところにより、視能訓練士についての免許の取消し又は名称の使用の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申すること。

別表第三第一号(四十一)中「昭和二十五年法律第三百三十三号」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「行い」を「行ない」に改め、「特定毒物研究者」の下に「に対し、廃棄物の回収若しくは毒性の除去等を命じ、これらの者」を加え、「取消」を「取消し」に改め、同号(四十五)中「身体障害者福祉法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「行い」を「行ない」に、「行つて」を「行なつて」に、「更生援護施設」を「身体障害者更生援護施設の設置の届出の受理」に改め、同号(五十五)の二中「並びに被保険者又は受給権者に関する調査をする」を「被保険者又は受給権者に関する調査をし、並びに国民年金事務組合が被保険者の行なうべき届出の委託を受けることを認可する」に改め、同号(五十九)の三中「職業訓練の実施に関する基本的な計画」を「職業訓練計画」に改め、「技能検定」の下に「並びに職業訓練法人、職業訓練法人連合会及び技能検定協会の設立、定款の変更等の認可等」を加え、「事業内」

を「事業主等の行なう」に、「事業主から」を「事業主等から」に改め、「又は改善」を削り、同号中六十二から六十二の五までを削り、六十二の六を六十二とし、六十二の七を六十二の二とし、六十三を次のように改める。

六十三 卸売市場法及びこれに基づく政令の定めるところにより、都道府県卸売市場整備計画を定め、及び中央卸売市場の開設者若しくは卸売業者から必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させること。

別表第三第一号六十三の三の次に次のように加える。

六十三の四 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、農業者年金基金の業務の一部の委託を受けた者から必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させること。

六十三の五 農業振興地域の整備に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、農業振興地域整備基本方針の作成及び農業振興地域の指定に関する事務を行ない、市町村の定める農業振興地域整備計画を認可し、その変更を指示し、農用地利用計画の案についての審査の申立てについて裁決し、並びに市町村長の勧告に係る農用地利用計画において指定した用途に供するための土地の所有権の移転等に関する協議がととのわいないときの調停を行なうこと。

六十三の六 農村地域工業導入促進法の定めるところにより、農村地域工業導入基本計画の作成に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号六十五の五の次に次のように加える。

六十五の六 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、登録格付機関の登録及びその行なう格付の停止に関する事務を行ない、登録格付機関等に対し格付けの改善又は格付けの表示のまつ消等の措置を命じ、製造業者等に対し品質に関する表示の基準を守るべき旨を指示し、並びに製造業者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号六十六中「農業販売業者から」を「農業販売業者等から」に、「指定農薬の使用について必要な指導その他の援助を行ない、及び指定農薬」を「及び水質汚濁性農薬」に、「命ずる」を「定める」に改め、同号六十七中「又は共済事業を行なう市町村」の下に「及び果実の品質の低下を共済事故とする地域」を加え、同号七十中「基く」を「基づく」に、「並びに小作地及び小作採草放牧地について、」を「小作地に係る」に、「行い」を「行ない」に、「並びに開発して」を「農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について和解の仲介に関する事務を行ない、並びに開発して」に、「行い」を

「行なう」に、「農業委員会のした処分に対する審査請求に対する裁決」を「市町村又は農業協同組合が草地利用権を取得することにつき土地所有者との協議がととのわいない場合等に裁定」に改め、同号七十一中「かんがい排水施設等」を「農業用排水施設等」に、「農業協同組合」を「農業協同組合等」に、「土地改良財産の」を「土地改良財産を」に改め、同号七十二を削り、七十二の二を七十二とし、七十二の三を七十二の二とし、同号七十六中「蚕糸業法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「取締」を「取締り」に、「行い」を「行ない」に、「蚕糸業者若しくは蚕糸業会等」を「蚕糸業者等」に改め、同号七十九を削り、八十を七十九とし、八十一を八十とし、八十一の二を八十一とし、八十一の三を八十一の二とし、同号八十五を次のように改める。

八十五 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）及びこれに基づく政令で定めるところにより、育種母樹、普通母樹等を指定し、これらの保護又は管理に関し必要な措置を講ずること等を指示し、生産事業者を登録し、生産事業者等に対して表示義務等の違反の是正を命ずる等の事務を行ない、及び生産事業者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号八十七中「又は鳥類の卵の採取」を「鳥類の卵の採取又はキジ類及びヤマドリの販売」に、「行い、及び」を「行ない、並びに」に改め、同号八十九の五の次に次のように加える。

八十九の六 真珠養殖等調整暫定措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、真珠養殖等調整組合の組合員による臨時總會の招集の承認をし、組合員の請求に基づき真珠養殖等調整組合の業務又は会計の状況を検査し、及び真珠養殖等調整組合等から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させること。

別表第三第一号九十三の五を削り、同号九十四中「（昭和二十六年法律第二百七号）」の下に「及びこれに基づく政令」を、「提出し」の下に、「輸出用計量器の譲渡等に関する届出を受理し」を加え、「事業の登録に関する事務」を「事業を登録する等の事務」に改め、同号九十六の二の次に次のように加える。

九十六の三 石油パイプライン事業法の定めるところにより、石油パイプライン事業者に対し、事業用施設に関する測量等のための他人の土地への立入りを許可すること。

九十六の四 採石法及びこれに基づく政令の定めるところにより、採石業者の登録及び採取計画の認可に関する事務を行ない、業務管理者の試験を実施し、採石業者に対して災害防止のために必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取の停止を命じ、並びに採石業者から必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号中九十七の九を九十七の十とし、九十七の八を九十七の九とし、九十七の七を九十七の八とし、同号九十七の六中「基く」を「基づく」に、「ガス事業者が行う」を「ガス事業者が行なう」に、「土地の立入」を「土地の立入り」に、「ガス事業者に対して導管の修理等を命ずる等の事務を行う」を「ガス用品の販売の事業を行なう者から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる」に改め、同号九十七の六を九十七の七とし、九十七の五を九十七の六とし、九十七の四の次に次のように加える。

九十七の五 電気工事業者の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の定めるところにより、電気工事業者の登録に関する事務を行ない、電気工事業者に対し危険及び障害の発生の防止のための必要な措置又は業務の停止を命じ、並びに電気工事業者を営む者から必要な報告を求め、又は職員をして営業所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号中九十八の二を九十八の三とし、九十八の次に次のように加える。

九十八の二 中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第三十八号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定事業の転換に関する計画の認定に関する事務を行ない、及び中小企業者から認定計画の実施状況について報告を求めること。

別表第三第一号百一の二の次に次のように加える。

百一の三 貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和四十七年法律第二百二号）の定めるところにより、庶民金融業協会に対し指導、助言若しくは勧告をし、又は監督上必要な命令をし、及び貸金業者に対しその業務の停止を命ずる等の事務を行なうこと。

百一の四 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百四号）の定めるところにより、事業者に対し景品類の制限若しくは禁止又は不当な表示の禁止に違反する行為を取りやめるべきこと等を指示し、その指示に従わない場合等に公正取引委員会に対して適当な措置をとるべきことを求め、及び事業者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させること。

別表第三第一号百一の次に次のように加える。

百一の二 タクシー業務適正化臨時措置法（昭和四十五年法律第七十五号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、自動車登録番号標を領置し、及び返付すること。

百一の三 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十一号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、土砂等運搬大型自動車の表示番号を指定し、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止し、自動車検査証の返納等を命じ、及び土砂等運搬大型自動車を使用する者から必要な報告を求め、又は職員をして

事務所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号百三の四を次のように改める。

百三の四 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、国内旅行業及び国内旅行業を営む者のためにのみ旅行業を取り扱う旅行業代理店に係る登録、旅行業務の取扱の料金、旅行業約款等に関する事務を行ない、旅行業者の業務の停止を命じ、旅行業者の団体の届出を受理し、並びに国内旅行業者等から必要な報告を求め、又は職員をして営業所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号百五中「基く」を「基づく」に、「事業の季節的休止及び改築等のための休止」を「営業の休止又は廃止」に改め、同号百九中「建設業者の登録、」を「建設業の許可及び」に、「行い、及び」を「行ない、」に改め、「総合工事業者の登録に関する事務を行ない」を削り、同号百十三の四を百十三の五とし、百十三の三を百十三の四とし、百十三の二の次に次のように加える。

百十三の三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の定めるところにより、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、急傾斜地崩壊危険区域内における水の放流、立木竹の伏採等の行為の許可に関する事務を行ない、急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者等に対して急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の必要な措置をとることを勧告し、又は命令し、及び急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして当該土地に立入検査させること。

別表第三第一号百五中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号百十五の四中「日本道路公団の行い」を「日本道路公団若しくは地方道路公社の行ない」に改め、「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号百十五の六の次に次のように加える。

百十五の七 地方道路公社法及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方道路公社の設立、定款の変更、業務等の認可及び予算の承認に関する事務を行ない、道路の整備に関する基本計画に関し道路管理者としての同意を与え、並びに地方道路公社から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号百十七の二を次のように改める。

百十七の二 都市再開発法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地再開発組合の設立及び定款等の変更、市町村の施行する市街地再開発事業に係る設計の概要、市街地再開発事業に係る権利変換計画等を認可し、市街地再開発事業の施行のための土地の試掘等及び当該事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等を認可し、土地の原状回復、違反建築物等の移転若しくは除却又は市街地再開発事業の適正な施行を確保するための工事の中止、変更その他必要な措置を命じ、市街地再開発組合の事業の継続が困難となるおそれがある場合に

はこれを代行し、市街地再開発組合等に対し、必要な報告を求め、又は勧告、助言若しくは援助を行なう等監督上必要な措置を講じ、並びに市街地再開発組合等がした処分に対する不服申立てに対する裁決をする等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(百十七)の七中「改善等を命じ」の下に、「公共下水道管理者又は流域下水道管理者に対して終末処理場の維持管理上必要な措置又は当該終末処理場によるくみ取屎尿の処理について勧告し」を加え、「等監督上必要な措置を講ずる」を削り、同号中(百十七)の七を(百十七)の八とし、(百十七)の六を(百十七)の七とし、(百十七)の五を(百十七)の六とし、(百十七)の四を(百十七)の五とし、(百十七)の三の次に次のように加える。

百十七の四 新都市基盤整備法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村が施行する新都市基盤整備事業に係る土地整理の施行計画において定める設計の概要及び処分計画、市町村又は日本住宅公団が施行する新都市基盤整備事業に係る換地計画並びに国及び都道府県以外の者が定める土地の造成及び施設の建設に関する実施計画を認可し、開発誘導地区内の土地等の所有権等の設定又は移転を承認し、市町村から必要な報告を求め、又は市町村に対し必要な勧告若しくは助言を行なう等監督上必要な措置を講じ、並びに市町村がした処分に対する不服申立てに対する裁決をする等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(百十九)の二を次のように改める。

百十九の二 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の定めるところにより、宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引業者名簿に関する事務並びに宅地建物取引主任者資格試験及び宅地建物取引主任者の登録に関する事務を行ない、営業保証金の供託の届出等を受理し、宅地建物取引業者に対してその業務の停止を命じ、宅地建物取引主任者等に対し懲戒処分を行ない、並びに宅地建物取引業者から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百十九)の二の次に次のように加える。

百十九の三 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、積立式宅地建物販売業の許可、積立式宅地建物販売業者名簿及び積立式宅地建物販売契約約款に関する事務を行ない、積立金等保全措置を講じた旨の届出を受理し、積立金等保全措置の変更を承認し、積立金等保全措置についての権利の実行に関する公告等を行ない、積立式宅地建物販売業者に対して業務の運営等の改善若しくは契約の締結の禁止又は業務の停止を命じ、並びに積立式宅地建物販売業者から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百二十)を次のように改める。

(百二十) 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、対象融資に係る賃貸住宅の譲渡等を承認し、及び対象融資を受けた者から必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させること。

別表第三第一号中(百二十)の五を削り、(百二十)の六を(百二十)の五とし、その次に次のように加える。

百二十の六 工業用水法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域における工業用地下水の採取の許可等に関する事務を行ない、工業用地下水の採取の許可を受けている者に対し許可を取り消し、又は地下水の採取の停止等を命じ、地下水の水源又は地盤の状況に関する測量又は実地調査のため職員をして他人の土地に立ち入らせ、及び指定地域内において許可を受けた井戸の使用から必要な報告を求め、又は職員をして許可を受けた井戸の設置の場所等に立入検査させること。

別表第三第一号(百二十一)中(昭和二十五年法律第二百一十一号)の下に「及びこれに基づく政令」を加え、同号(百二十六)中(昭和二十六年法律第二百二十八号)の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「推薦する」を「推薦し、並びにこれらの学校に対する当該経費に係る補助金の交付に関する事務を行なう」に改める。

別表第三第二号(六)中「産業教育振興法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「国の補助」を「国の負担金の交付」に、「推薦する」を「推薦し、並びにこれらの学校に対する当該負担金の交付に関する事務を行なう」に改め、同号(九)中「及び私立博物館」を「博物館に相当する施設を指定し、及び私立博物館等」に改め、同表第四号中「風俗営業を営もうとする者の許可及び営業の停止」を「風俗営業を営もうとする者の許可及び風俗営業等の営業の停止又は廃止」に改め、同号(八)の次に次のように加える。

(九) 警備業法(昭和四十七年法律第七十七号)の定めるところにより、警備業の届出等を受理し、警備業者に対して営業の停止若しくは廃止を命じ、又は必要な措置をとるべきことを指示し、及び警備業者から必要な報告を求め、又は警察官をして営業所に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第四第一号中(三)を削り、(二)を(三)の五とし、(一)の四を(三)の四とし、(一)の三を(三)の三とし、同号(一)の二中原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「及び介護手当」を「介護手当等」に改め、同号中(一)の二を(三)の二とし、(一)を(三)とし、その前に次のように加える。

(一) 公有地の拡大の推進に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街化区域

内の土地を有償で譲渡しようとする者からの届出を受理し、土地の買取りの協議を行なう地方公共団体等を定める等市街化区域内の土地の先買に関する事務を行なうこと。（指定都市の市長に限る。）

(二) 大気汚染防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、ばい煙発生施設及び粉じん発生施設の設置等の届出を受理し、これらの施設の構造等の改善若しくは使用の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ、大気汚染の状況を監視し、並びにこれらの施設の設置者等から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させる等の事務を行なうこと。（政令で定める市の市長に限る。）

(二) 水質汚濁防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等の届出を受理し、特定事業場の汚水等の処理の方法等の改善若しくは排出水の排出の一時停止又は緊急時における必要な措置を命じ、公共用水域の水質の汚濁の状況を監視し、及び特定施設の設置者等から必要な報告を求め、又は職員をして特定事業場に立入検査させる等の事務を行なうこと。（政令で定める市の市長に限る。）

(二) 悪臭防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、規制地域を指定し、及び当該地域に係る規制基準を定めること。（指定都市の市長に限る。）

(二) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域に係る大気汚染又は水質汚濁の影響による疾病にかかっている者の認定、公害医療手帳の交付及び医療費等の支給に関する事務を行ない、並びに保険医療機関等から必要な報告を求める等監督上必要な措置を講ずること。（政令で定める市の市長に限る。）

(二) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者等の選任の届出を受理し、これらの者の解任を命じ、及び特定事業者から必要な報告を求め、又は職員をして特定工場に立入検査させる等の事務（騒音発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務を除く。）を行なうこと。（政令で定める市の市長に限る。）

別表第四第一号(二)を次のように改める。

(六) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、一般廃棄物処理施設及び農業廃棄物処理施設の設置の届出を受理し、これらの施設の改善若しくは使用の停止又は事業者の産業廃棄物の運搬、処分若しくは保管の方法の変更その他必要な措置を命じ、産業廃棄物処理業者の許可に関する事務を行ない、並びに産業廃棄物処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させること。（保健所を設置する市の市長に限る。）

別表第四第一号(十二)の次に次のように加える。

(十二) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の定めるところにより、特定建築物の届出を受理し、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者についての処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申し、特定建築物について維持管理の改善を命じ、又は使用を禁止し、若しくは制限する等の事務を行ない、及び特定建築物所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして特定建築物に立入検査させること。（保健所を設置する市の市長に限る。）

別表第四第一号(十六)の二中「柔道整備師」を削り、「の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改造」を「について使用を制限し、若しくは禁止し、又は改善」に、「施術者」を「施術者等」に改め、同号中(十六)の三を(十六)の四とし、(十六)の二の次に次のように加える。

(十六) 柔道整備師法の定めるところにより、施術所について使用を制限し、若しくは禁止し、又は改善を命じ、及び施術所の開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして施術所に立入検査させる等衛生上必要な措置を講ずること。（保健所を設置する市の市長に限る。）

別表第四第一号(十七)及び(十九)の四から(二十)の六までの規定中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同号(二十)の六の次に次のように加える。

(二十) 地方道路公社法及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方道路公社の業務の認可及び予算の承認に関する事務を行ない、道路の整備に関する基本計画に関し道路管理者としての同意を与え、並びに地方道路公社から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。（政令で定める市の市長に限る。）

別表第四第一号(二十一)を削り、(二十一)の二を(二十一)とし、(二十二)を次のように改める。

(二十二) 都市再開発法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地再開発事業の施行のための土地の試掘等及び当該事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等を許可し、並びに土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命ずる等の事務を行なうこと。（指定都市の市長に限る。）

別表第四第一号(二十三)から(二十八)までの規定中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同表第二号中(十二)を削り、(十一)を(十二)とし、(十)を削り、(九)を(十一)とし、(八)を(十)とし、(七)の三を(九)とし、(七)の二の次に次のように加える。

(八) 騒音規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等又は特定建設作業の実施の届出を受理し、騒音の大きさを測定し、騒音規制基準に適合しない特定工場等の設置者又は特定建設作業の施工者に対して騒音防止のための措置をとるべきことを勧告し、又は命

令し、及びこれらの者から必要な報告を求め、又は職員をして特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事の場所に立入検査させること。

八の二 悪臭防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、事業場を設置している者に対して悪臭物質を発生させている施設の運用の改善、悪臭物質の排出防止設備の改良その他必要な措置を勧告し、又は命令し、規制地域における大気中の悪臭物質の濃度の測定を行ない、及び事業場を設置している者から必要な報告を求め、又は職員をして事業場に立入検査させること。

八の三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者等の選任の届出を受理し、これらの者の解任を命じ、及び特定事業者から必要な報告を求め、又は職員をして特定工場に立入検査させる等の事務（騒音発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務に限る。）を行なうこと。

別表第四第二号十四の二を削り、同号二十一の二中「老人の健康診査」の下に「及び老人医療費の支給に関する事務」を加え、同号中二十四の六を二十四の七とし、二十四の五を二十四の六とし、二十四の四を二十四の五とし、二十四の三を二十四の四とし、二十四の二の次に次のように加える。

二十四の三 児童手当法及びこれに基づく政令の定めるところにより、受給資格者の受給資格及び児童手当の額の認定並びに児童手当の支給に関する事務を行ない、並びに受給資格者に対して受給資格の有無等に関する書類の提出を命じ、又は職員をして関係者に質問させる等の事務を行なうこと。

別表第四第二号中二十七を次のように改める。

二十七 削除

別表第四第二号中二十七の二から二十七の四までを削り、同号三十中「農地法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「使用貸借による権利又は賃借権を「権利」に、「最高額を定め」を「最高額及び標準額を定め、又は小作料の減額を勧告し」に、「行い」を「行なう」に改め、「若しくは小作採草放牧地」を削り、「行い」を「行ない」に改め、「及び小作採草放牧地」を削り、同号三十四中「基く」を「基づく」に、「家畜の疾病に因る死亡等」を「畜畜等」に、「報告し、及び届出をした者から請求があつたとき届出を受けた旨の証明書を交付し、並びに」を「報告する等の事務を行ない、及び」に改め、同号中四十三の三を四十三の四とし、四十三の二の次に次のように加える。

四十三の三 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、標準地の価格等の公示に係る事項を記載した書面及び標準地の所在を表示する図面を一

般の閲覧に供すること。

別表第四第二号四十九の二を次のように改める。

四十九の二 都市再開発法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供し、市街地再開発事業の施行のための他人の占有する土地の障害物の伐除の許可に関する事務を行ない、市街地再開発組合の課する賦課金等に係る滞納処分をし、並びに市街地再開発組合に対し、必要な報告を求め、又は勧告、助言若しくは援助をすること。

別表第四第二号中四十九の八を削り、四十九の九を四十九の八とし、同号五十中「建築基準法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、同表第三号四中「第二百五十二条の十九第一項の」を削り、同表第五号一中「農地法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「使用貸借による権利又は賃借権を「権利」に、「最高額を定め」を「最高額及び標準額を定め、又は小作料の減額を勧告し」に、「行い」を「行なう」に改め、「若しくは小作採草放牧地」を削り、「行い」を「行ない」に、「並びに開発して」を「農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について和解の仲介に関する事務を行ない、並びに開発して」に改め、「及び小作採草放牧地」を削る。

別表第五第二号の表中「第二百五十二条の十九第一項の」を削る。

別表第六第一号の表（都道府県）の部中「統計法第十条第二項」を「統計法第十条第五項」に、「清掃法施行令（昭和二十九年政令第百八十三号）第五条」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条第二項」に、「狂犬病予防法」 狂犬病予防法第三条第一項の定めるところによる。

狂犬病予防法 狂犬病予防法第三条第一項の定めるところによる。

公害苦情相談員

改め、「（昭和二十三年政令第七十四号）の下に「第十条第八項」を加え、「建築基準法第四条第五項」を「建築基準法第四条第六項」に改め、同号の表（市町村）の部中「統計法第十条第二項」を「統計法第十条第五項」に、「清掃法施行令第五条」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条第二項」に改め、社会福祉主事の項の次に次のように加える。

公害苦情相談員

政令で定める市

別表第六第一号の表（市町村）の部中

計量器の検定等 の事務に従事する 職員	計量法第二百二十五条の定めるところによる。	計量法に基づく政 令で定める特定市 町村
---------------------------	-----------------------	----------------------------

計量器の検定等の事務に従事する職員 計量法第二百二十五条の定めるところによる。 政令で定める市町村

建築主事 建築基準法第四十六条の定めるところによる。 政令で定める市

改め、同表第二号の表中「統計法第十条第六項」を「統計法第十条第五項」に改め、同表第三号の表市警察部長の項中「府県」を「道府県」に改める。

別表第七第一号の表中「危険物取扱主任者試験委員」を「危険物取扱主任者試験委員」に、「危険物取扱主任者試験」を「危険物取扱者試験」に、

都道府県防災会議

災害対策基本法第十四条第二項の規定による都道府県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における都道府県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務

都道府県防災会議

災害対策基本法第十四条第二項の規定による都道府県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における都道府県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務

都道府県交通安全対策会議

交通安全対策基本法第十六条第二項の規定による都道府県交通安全計画の作成及びその実施の推進、都道府県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務

都道府県自然環境保全審議会

自然環境保全法第五十一条第二項の規定による自然環境の保全並びに鳥獣の保護繁殖及び狩猟に関する重要事項の調査審議に関する事務

都道府県公害対策審議会

公害対策基本法第二十九条第一項の規定による公害対策に関する基本的事項の調査審議等に関する事務

都道府県水質審議会

水質汚濁防止法第二十一条第二項及び第三項の規定による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する重要事項の調査審議等に関する事務

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十三条第三項」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十三条第三項及び柔道整復師法第二十五条

第二項」に、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二十五条第一項の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の試験に関する事務

柔道整復師試験委員 柔道整復師法第十条の規定による柔道整復師の試験に関する事務

保母試験委員 児童福祉法施行令の定めるところによる保母試験の合格の決定その他保母試験に関する事務

地方心身障害者対策協議会 心身障害者対策基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十条第一項の規定による心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互間の連絡調整に関する事務

保母試験委員 児童福祉法施行令第十三条第四項の規定による保母試験の合格の決定その他保母試験に関する事務

国民健康保険審査会 国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務

国民健康保険審査会 国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務

都道府県職業訓練審議会 職業訓練法第九十七条第二項の規定による都道府県職業訓練計画その他職業訓練及び技能検定に関する重要事項の調査審議並びに関係行政機関に対する建議に関する事務

都道府県開拓審議会 開拓者資金融通法第六条第二項及び第七条第二項の規定による都道府県知事の資金の貸付、一時償還の請求、支払の猶予等の進達に対する意見の答申及び開拓に関する重要事項の調査審議に関する事務

都道府県森林審議会 森林法第六十八条第二項の規定による森林に関する重要事項についての都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務

都道府県鳥獣審議会 鳥獣保護及び狩猟に関する重要事項についての調査審議並びに都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務

都道府県開拓審議会

開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法（昭和四十四年法律第八十号）附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第七條第二項の規定による開拓に関する重要事項の調査審議等に関する事務

都道府県森林審議会

森林法第六十八條第二項の規定による森林に関する重要事項についての都道府県知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務

指定地域をその区域を含む都道府県の都道府県知事

公害被害者認定審査会
公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第三條第一項の規定による指定地域に係る大気汚染又は水質汚濁の影響による疾病にかかっている者の認定に関する事項の調査審議に関する事務

指定都市の市長

地方社会福祉審議会
社会福祉事業法第六條の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務
心身障害者対策基本法第三十條第一項の規定による心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互間の連絡調整に関する事務

別表第七第二号の表農業共済事業を行う市町村の市町村長の項の前に次のように加える。

政令で定める市の市長
公害被害者認定審査会
公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法第三條第一項の規定による指定地域に係る大気汚染又は水質汚濁の影響による疾病にかかっている者の認定に関する事項の調査審議に関する事務

別表第七第二号の表中「又は建築主事の処分に対する異議申立ての裁定」を「等の処分等に対する審査請求の裁決」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

「又は建築主事の処分に対する異議申立ての裁定」を「等の処分等に対する審査請求の裁決」に改め、新産業都市の区域の属する都道府県の都道府県知事の項の次に次のように加える。

に、

改正規定」という。）は、昭和五十年四月一日から施行する。

（旧東京都制の効力）

第二条 地方自治法附則第二条ただし書の規定によりなお効力を有する東京都制（昭和十八年法律第八十九号）第九十一条の規定は、法律又はこれに基づき政令により市に属する事務で改正後の地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされているもの並びに同法第二百八十一条の三第一項の規定により特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務に関しては、その適用はないものとする。

（都の議会の議員の定数の特例）

第三条 特別区に関する改正規定の施行の日の前日までに施行すべき都の議会の議員の一般選挙における地方自治法第九十條第二項の規定による都の議会の議員の定数については、同項の規定にかかわらず、条例で、この法律の施行の日前最近に行なわれた都の議会の議員の一般選挙における議員の定数をもつて同項の定数とすることができ。

（特別区の区長の統一選挙）

第四条 特別区に関する改正規定の施行の日以後最初に行なうべき特別区の区長の選挙は、同日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日に行なうものとする。

2 前項の特別区の区長の選挙についての選挙期日の告示その他公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特別区の区長の統一選挙までの間における経過措置）
第五条 この法律の施行の際現にその職にある特別区の区長は、地方自治法第二百八十三條第一項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による特別区の区長の選挙の日の前日までの間、在職するものとする。

2 この法律の施行の際現に特別区の区長の選任の理由が生じている場合及び特別区に関する改正規定の施行の日の前日から起算して六月前に当たるときに特別区の区長の選任の理由が生じた場合に限り、当該特別区の区長の選任については、特別区の議会は、その議決により、地方自治法第二百八十一條の三第一項の規定による選任の方法に代えて、当該特別区の議会の議員の選挙権を有する者が投票によりこれを選挙するものとする。この場合においては、当該特別区の議会は、政令で定めるところにより、都知事の同意を得なければならない。

3 前項の規定により選挙された特別区の区長及びこの法律の施行の日から特別区に関する改正規定の施行の日の前日までの間に地方自治法第二百八十一條の三第一項の規定により選任された特別区の区長は、同法第二百八十三條第一項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による特別区の区長の選挙の日の前日までの間、在職するものとする。

4 第二項の特別区の区長の選挙については、公職選挙法中市長の選挙に関する規定を適用する。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

（議員の引継ぎ）

第六条 特別区に関する改正規定の施行の日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で特別区に関する改正規定の施行の日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものにもつぱら従事していると認められる都の職員は、同日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

のとする。この場合において、その者の当該特別

区における条件付採用期間には、その者の都に

における条件付採用期間を通算するものとする。

2 前項に規定する都の職員でその引継ぎにつ

て同項の規定によりがたいものをいずれの特別

区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区

の区長とが協議して定めるものとする。

3 第一項の規定は、特別区に関する改正規定の

施行の日の前日において現に特別区に配属され

ている都の職員に準用する。

(政令への委任)

第七条 前各号に定めるもののほか、この法律の

施行のために必要な経過措置は、政令で定める。

(伝染病予防法の一部改正)

第八条 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六

号)の一部を次のように改正する。

「第三条及び第四条第一項中「東京都ノ区」を

「特別区」に改める。

第二十八条ノ二中「前条」を「第二十八条」に改

め、同条を第二十八条ノ三とし、第二十八条の

次に次の一条を加える。

第二十八条ノ二 此ノ法律中市町村ノ処理スベ

キ事務ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノハ特別区

ノ存スル区域ニ在リテハ政令ノ定ムルトコロ

ニ依リ都之ヲ処理スルモノトス此ノ場合ニ於

テ此ノ法律中市又ハ市ノ吏員ニ関スル規定ハ

都又ハ都ノ吏員ニ関スル規定トシテ都又ハ都

ノ吏員ニ適用アルモノトス

(競馬法の一部改正)

第九条 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)

の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「市町村」を「市町村(特別区

を含む。以下同じ。)」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十条 公職選挙法の一部を次のように改正す

る。

第二百六十六条第一項中「市長の選挙に關す

る規定を除く。』を削る。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百

十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「特別区所屬の都吏員又は」を

削る。

(計量法の一部改正)

第十二条 計量法(昭和二十六年法律第二百七

号)の一部を次のように改正する。

第百三十九条第一項中「政令で定める市町村」

の下に「若しくは特別区」を加える。

(土地区画整理法の一部改正)

第十三条 土地区画整理法(昭和二十九年法律

第百十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第十四条第二項中「第五

九条第五項」を「第五十九条第四項」に改める。

(下水道法の一部改正)

第十四条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九

号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「行なうことができる」を

「行なうものとする」に改める。

(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の下水道法第

四十二条第二項の規定により特別区が処理する

ものとされている主として当該特別区の住民の

用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持そ

の他の管理に関する事務は、同項の協議におい

て定める日までの間は、同項の規定にかかわら

ず、従前の例により都が処理するものとする。

第十六条 前条の協議において定める日において

同条の事務にもつぱら従事していると認められ

る都の職員については、附則第六條第一項及び

第二項の規定を準用する。この場合において、

同条第一項中「特別区」に関する改正規定の施行

の日の前日」とあるのは「附則第十五條の協議

において定める日」と、「特別区」に関する改正規

定の施行の日以後」とあるのは「同日の翌日以

後」と読み替へるものとする。

(住宅地区改良法の一部改正)

第十七条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第

八十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項を削る。

(災害対策基本法の一部改正)

第十八条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第

二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第百十條ただし書を削る。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存

に関する法律の一部改正)

第十九条 都市の美観風致を維持するための樹木

の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四

十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(都の特別区)の存する区域に

あつては、都知事。以下同じ。』を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七

年法律第百五十二号)の一部を次のように改正

する。

第百条中「市町村長」の下に「特別区の区長

(地方自治法第二百八十三條第一項の規定によ

り選挙された特別区の区長に限る。を含む。』

を加える。

(都市計画法の一部改正)

第二十一条 都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)の一部を次のように改正する。

第五十九條第二項を削り、同条第三項中、「前

項の規定により都の特別区が施行することが

できない都市計画事業に係る場合」を削り、同

項を同条第二項とし、同条第四項から第六項ま

でを一項ずつ繰り上げ、同条第七項中「第一項

から第五項まで」を「第一項から第四項まで」

に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を

同条第七項とする。

第六十三條第二項中「第五十九條第七項」を

「第五十九條第六項」に改める。

第六十四條中「第五十九條第五項」を「第五

十九條第四項」に改める。

(第八十七條の次に次の一条を加える。

(都に関する特例)

第八十七條の二 特別区の存する区域において

に限る。並びに」とあるのは、「第五条第五項及び」とする。

理由

特別区の権能の充実強化を図るため、特別区の区長の選任の方法、特別区の事務その他都及び特別区に関する制度について所要の措置を講ずるとともに、最近における市町村の住民の生活圏の広域化に対応する総合的かつ計画的な行政を推進するため、一部事務組合の特例を設けるほか、地方公共団体の処理すべき事務に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法等の一部を改正する法律案（并附大
治君外六名提出）
地方自治法の一部改正

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十七条中「三年」を「四年」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二百二十五条中「第二百三十八条の四第三項」を「第二百三十八条の四第四項」に改める。

第二百三十八条の二第二項中「第二百三十八条の四第三項」を「第二百三十八条の四第二項」の規定による行政財産である土地の貸付け若しくはこれに対する地上権の設定若しくは同条第四項に改める。

第二百三十八条の四第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「行政財産は」の下に「次項に定めるものを除くほか」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに對し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。この場合においては、次条第二項及び第三項の規定を準用する。

第二百五十八条中「第九条」を「第九条から第十三条まで」に改める。

第二百八十一条第二項及び第三項を次のように改め、同条第四項及び第五項を削る。

特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、その公共事務並びに法律又はこれに基づく政令により市に属する事務及び法律又はこれに基づく政令により特別区に属する事務のほか、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

第二条第五項及び第十項の規定は特別区に、同条第七項の規定は都及び特別区に準用する。

第二百八十一条の三第六項中「第二項」を「第一項」に、「第四項」を「前項」に改め、同条第一項及び第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二百八十一条の四 第二百八十一条第二項及び前条第一項に規定するもののほか、特別区又は特別区の区長は、法律又はこれに基づく政令により保健所を設置する市（保健所法（昭和二十二年法律第九号）第一条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）に属する事務又は保健所を設置する市の市長の権限に属する事務を処理し、又は管理し、及び執行する。

第二百八十二条第二項中「都は」の下に「都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため」を加え、「及び第三項」を

「及び前条」に、「前条第二項及び第四項（同条第六項）を第二百八十一条の三第一項及び第三項（同条第四項）に改め、（含む。）の下に」並びに前条を加える。

第二百八十二条の二第二項中「第二百八十一条第三項又は前条第一項若しくは」を「前条第一項又は」に、「きかなければならない」を「聴かなければならない」に改める。

第二百八十三条第二項中「第二百八十一条第二項第十三号から第二十号までに掲げる特別区に属する事務に関するもの及び第二百八十一条の三第二項（同条第六項）を「法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされているもの及び法律又はこれに基づく政令により保健所を設置する市に属する事務で第二百八十一条の四の規定により特別区が処理することとされているもの」に改める。

附則第八條中「政令で定める事務」を「道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）、タクシー業務適正化臨時措置法（昭和四十五年法律第七十五号）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第九号）及び土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十一号）同法の規定に基づき、都道府県知事に委任された権限に係るものに限る。）の施行に関する事務」に改める。

（職業安定法の一部改正）

第二条 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（都道府県知事の権限）

第七条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、職業紹介、職業指導、失業保険その他この法律の目的を達成するために必要な業務を行う。

第八条第一項を次のように改め、同条第四項中「管轄区域、事務取扱の範囲その他公共職業安定所について必要な事項は、労働大臣がこれを定める」を「及び管轄区域は、条例で定める」に改め、同条第二項を削る。

前条の都道府県知事の業務を行うため、都道府県に、無料で公共に奉仕する公共職業安定所を設置する。

第九条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第九条 削除

第九条の二に見出しとして「（就職促進指導員）を付し、同条中「就職促進指導員」を「就職促進指導員に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「労働大臣」を「都道府県知事に改める。

第十二条第一項中「中央職業安定審議会及び」を「労働省に中央職業安定審議会を、都道府県に」に改め、同条第二項中「前項に規定する職業安定審議会の外、」を削り、同条第三項中「地方職業安定審議会及び」を「地方職業安定審議会」は、都道府県知事の諮問に、「の外」を「の」に改め、同条第七項中「地方職業安定審議会及び」を「地方職業安定審議会の委員は、都道府県知事がこれを命じ、」に改め、同条第十項中「職業安定審議会」を「中央職業安定審議会及び地区職業安定審議会」に改め、同条第十二項中「の外」を「のほか」に、「命令」を「命令又は条例」に改める。

第十九条の二中「又は公共職業安定所長」を削る。

第四十九条中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第五十五条の見出し中「支出」を「負担」に改め、同条第一項中「政府」を「国」に、「支出」を「負担」に改め、同条第二項及び第三項を削る。
第五十八条第二項中「当該都道府県内」を「当該都道府県」に改める。
(労働省設置法の一部改正)

第三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「第四款 公共職業安定所(第十八条・第十九条)」を「第四款 削除」に改める。
第十三条第一項の表中「地方職業安定審議会

都道府県知事の諮問に依り、公共職業安定所の安定法の施行に関する重要事項を調査審議する業務その他の職業」を削る。
第十四条中「公共職業安定所」を削る。
第二章第三節第四款を次のように改める。

第十四条 削除
第十八条及び第十九条 削除

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法第二百八十一条の三の改正規定(同条第一項の改正に係る部分に限る。)並びに附則第三条から第五条まで、附則第十条及び附則第十三条の定規(以下「特別区の区長に関する改正規定」という。)は公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(旧東京都制の効力)

第二条 地方自治法附則第二条ただし書の規定によりなおその効力を有することとされる旧東京都制(昭和十八年法律第八十九号)第九十一条の規定は、法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で第一条の規定による改正後の地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされているもの並びに同法第二百八十一条の三第一項の規定により特別

区の区長が管理し、及び執行することとされている事務に関しては、その適用はないものとする。

(特別区の区長の任期の特例)

第三条 特別区の区長に関する改正規定の施行の際現にその職にある特別区の区長は、その任期中は、なお従前の例により在職するものとする。ただし、その任期が次条に規定する政令で定める日以後満了するものについては、次条に規定する政令で定める日の前日において、満了するものとする。

(最初に行うべき特別区の区長の選挙の特例)

第四条 特別区の区長に関する改正規定の施行の日以後最初に行うべき特別区の区長の選挙で昭和五十年四月一日以後に行うべきものは、同日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日に行うものとする。

第五条 特別区の区長に関する改正規定の施行の日以後最初に行うべき特別区の区長の選挙についての選挙期日の告示その他公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(職員の引継ぎ)

第六条 この法律の施行の日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務でこの法律の施行の日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに専ら従事しているものと認められる都の職員は、同日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとみなす。この場合において、その者の当該特別区における条件付採用期間中には、その者の都における条件付採用期間

を通算するものとする。

2 前項に規定する都の職員でその引継ぎについて同項の規定によりがたいものをいづれの特別区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

3 第一項の規定は、この法律の施行の日の前日において現に特別区に配属されている都の職員について準用する。

(保健所に関する経過措置)

第七条 第一条の規定による改正後の地方自治法第二百八十一条の四の規定により特別区又は特別区の区長が処理し、又は管理し、及び執行するものとする事務は、都知事と各特別区の区長とが協議して定める日までの間は、同条の規定にかかわらず、従前の例により都又は都知事が処理し、又は管理し、及び執行するものとする。

2 前条第一項及び第二項の規定は、前項の協議において定める日において第一条の規定による改正後の地方自治法第二百八十一条の四の事務に専ら従事しているものと認められる都の職員について準用する。この場合において、前条第一項中「この法律の施行の日の前日」とあるのは「地方自治法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)附則第七條第一項の協議において定める日」と、「この法律の施行の日以後」とあるのは「同日の翌日以後」と読み替えるものとする。

(従前の地方事務官等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に、地方自治法附則第八条に規定する職員であつて健康保険法(大正十一年法律第七十号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)及び船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第三十六号)並びに国民年金法(昭和三十四年法律第百四十

一号)及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)の施行に関する事務(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金の徴収に係る事務を含む。以下この項において「健康保険等に関する事務」という。)に従事するもの(社会保険審査官の職にある者を除く。若しくは職業安定法、失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)及び労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の施行に関する事務(以下この項において「職業安定等に関する事務」という。)に従事するもの(失業保険審査官の職にある者を除く。))又は公共職業安定所の業務に従事する職員である者(以下「地方事務官等」という。))は、別に辞令を發せられない限り、政令で定めるところにより、それぞれ健康保険等に関する事務若しくは職業安定等に関する事務に従事する都道府県の職員又はこの法律により当該都道府県に設置される公共職業安定所の業務に従事する都道府県の職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に地方事務官等である者が引き続き都道府県の職員となつた場合におけるその者が受けるべき給料その他の給与は、当該都道府県の条例の定めるところによるものとし、その給料月額がこの法律の施行の日の前日におけるその者の俸給月額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、都道府県は、地方自治法第二百四條第二項の規定にかかわらず、同項に規定する手当のほか、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、特別の手当を支給するものとする。

3 この法律の施行の際現に地方事務官等である者であつて引き続き都道府県の職員となつたもので、この法律の施行前に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けたものの休職若しくは懲戒又はこの法律の施行の際現に地方事務官等である者であつて引き続き都道府県の職員となつ

たものに対するこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該都道府県知事が懲戒処分を行うものとする。

4 この法律の施行前に地方事務官等に対して行われた不利益処分に関する説明書の交付、不服申立て、調査及び調査の結果採るべき措置に関しては、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に地方事務官等である者であつて引き続き都道府県の職員となつたものに対しては、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定による退職手当は、支給しない。この場合において、当該都道府県は、その者が地方事務官等として引き続き勤続した期間（その者の都道府県の職員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで地方事務官等としての在職期間に引き続いたものを含む。）を当該都道府県の職員としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

（公共職業安定所に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前に、職業安定法、失業保険法、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）、国家公務員等退職手当法、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）、炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十三年法律第九十九号）、身体障害者雇用促進法（昭和三十三年法律第二十三号）、雇用促進事業団法（昭和三十三年法律第十六号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十三年法律第五十号）、港湾労働法（昭和四十一年法律第三十二号）、雇用対策法（昭和四十一年法律第三十二号）、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）若しくは沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）又はこれらの法律に基づく命令の規定により、公共

職業安定所又は公共職業安定所長が行つた認定、決定、命令その他の処分は、当該公共職業安定所又は公共職業安定所長の管轄に属していた事項について権限を有することとなつた第二条の規定による改正後の職業安定法による公共職業安定所又は公共職業安定所長が行つた認定、決定、命令その他の処分とみなす。

2 この法律の施行前に、前項に規定する法律又は命令の規定により、公共職業安定所又は公共職業安定所長に対してなされた求職の申込みその他の手続は、当該公共職業安定所又は公共職業安定所長の管轄に属していた事項について権限を有することとなつた第二条の規定による改正後の職業安定法による公共職業安定所又は公共職業安定所長に対してなされた求職の申込みその他の手続とみなす。

3 この法律の施行の際現に公共職業安定所の業務の用に供せられている国有の財産のうち、引き続き都道府県が設置する公共職業安定所の業務の用に供する必要があるものは、あらかじめ国と都道府県との間において協議するところに基つき、当該都道府県に無償で譲渡し、又は使用させることができるものとする。

（政令への委任）

第十条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

（伝染病予防法の一部改正）

第十一条 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四條第一項中「東京都ノ区」を「特別区」に改める。

第二十八條ノ二中「前条」を「第二十八條」に改め、同条を第二十八條ノ三とし、第二十八條の次に次の一条を加える。

第二十八條ノ二 此ノ法律中市町村ノ処理スベキ事務ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノハ特別区ノ存スル区域ニ在リテハ政令ノ定ムルトコロニ依リ都之ヲ処理スルモノトス此ノ場合ニ於

テ此ノ法律中市又ハ市ノ吏員ニ関スル規定ハ都又ハ都ノ吏員ニ関スル規定トシテ都又ハ都ノ吏員ニ適用アルモノトス

（競馬法の一部改正）

第十二条 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「左の」を「次の」に、「市町村」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に、「附したを付した」に、「行なり」を「行う」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第十三条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第二百六十六條第一項中「市長の選挙に関する規定を除く。」を削る。

（地方税法の一部改正）

第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「特別区所属の都吏員又は」を削る。

（計量法の一部改正）

第十五条 計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三十九條第一項中「政令で定める市町村」の下に「若しくは特別区」を加え、「行なり」を「行う」に、「附されている」を「付されている」に改める。

（地方公営企業法の一部改正）

第十六条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三條第三項中「第二百三十八條の四第三項」を「第二百三十八條の四第四項」に改める。

（土地区画整理法の一部改正）

第十七条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百九十九号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第十四條第二項中「第五十九條第五項」を「第五十九條第四項」に改める。

第五十二條第二項中「第五十九條第三項」を

「第五十九條第二項」に改める。

第六十六條第二項中「第五十九條第四項」を「第五十九條第三項」に改める。

（下水道法の一部改正）

第十八条 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十二條第二項中「行なうことができる」を「行ふものとする」に改める。

（下水道法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 前条の規定による改正後の下水道法第四十二條第二項の規定により特別区が処理するものとされる主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理に関する事務は、同項の協議において定める日までの間は、同項の規定にかかわらず、従前の例により都が処理するものとする。

2 附則第六條第一項及び第二項の規定は、前条の規定による改正後の下水道法第四十二條第二項の協議において定める日において同項の事務に専ら従事している」と認められる都の職員について準用する。この場合において、附則第六條第一項中「この法律の施行の日以前」とあるのは「下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十二條第二項の協議において定める日」と、「この法律の施行の日以後」とあるのは「同日の翌日以後」と読み替へるものとする。

（住宅地区改良法の一部改正）

第二十条 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項を削る。

（災害対策基本法の一部改正）

第二十一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一百十條ただし書を削る。

（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の一部改正）

第二十二條 都市の美観風致を維持するための樹

木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（都の特別区の存する区域にあつては、都知事。以下同じ。）を削る。」

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二十三条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

（新住宅市街地開発法の一部改正）

第二十四条 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

（都市計画法の一部改正）

第二十五条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第二項を削り、同条第三項中「前項の規定により都の特別区が施行することができない都市計画事業に係る場合」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第七項中「第一項から第五項まで」を「第一項から第四項まで」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第六項とする。

第六十三条第二項中「第五十九条第七項」を「第五十九条第六項」に改める。

第六十四条中「第五十九条第五項」を「第五十九条第四項」に改める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

（都の特例）

第八十七条の二 特別区の存する区域においては、第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち政令で定めるものは、都が

定める。

2 前項の規定により都が定める都市計画に係る第二章第二節の規定による市町村の事務は、都が処理する。この場合においては、これらの規定中市町村に関する規定は、都に関する規定として都に適用があるものとする。

第八十九条第一項中「第五十九条第五項」を「第五十九条第四項」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第二十六条 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「第五十九条第五項」を「第五十九条第四項」に改める。

第五十一条第二項中「又は第三項」を「又は第二項」に改める。

第五十八条第二項中「第五十九条第五項」を「第五十九条第四項」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第二十七条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（特別区に関する特例）

第二十三条の二 特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律の規定（第五条第二項及び第五項、第六条（一般廃棄物の収集及び運搬に関する部分に限る。並びに第十四条第四項の規定を除く。）中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村長」とあるのは「都知事」とする。）

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 前条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十三条の二の規定の適用については、別に法律で定める日まで

の間は、同条中「第五条第二項及び第五項、第六条（一般廃棄物の収集及び運搬に関する部分に限る。並びに」とあるのは、「第五条第五項及び」とする。

（失業保険法の一部改正）

第二十九条 失業保険法の一部を次のように改正する。

第五十一条、第五十三条第五号及び第五十四条第三号中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第三十条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十号（見出しを含む。）中「基いて」を「基づいて」に、「左の」の「次の」に改め、同条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 公共職業安定所に要する経費（緊急失業対策法の一部改正）

第三十一条 緊急失業対策法の一部を次のように改正する。

第十八条中「公共職業安定所長は、」を「公共職業安定所長は都道府県知事に対し、当該都道府県知事は」に改める。

第二十二條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第三十二条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八条に規定する職員」を「厚生省の職員」に改める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第三十三条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（任命）

第三条 審査官は、労働省の職員のうちから、労働大臣が任命する。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法及び労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 この法律の施行の際現に社会保険審査官又は失業保険審査官の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、政令で定めるところにより、それぞれ、厚生省又は労働省の職員となり、前二条の規定による改正後の社会保険審査官及び労働保険審査会法又は労働保険審査官及び労働保険審査会法による社会保険審査官又は失業保険審査官を命ぜられたものとみなす。

2 この法律の施行前に社会保険審査官又は失業保険審査官が行つた審査の請求の受理、審査の決定その他の手続は、前二条の規定による改正後の社会保険審査官及び労働保険審査会法又は労働保険審査官及び労働保険審査会法による社会保険審査官又は失業保険審査官が行つた審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）

第三十五条 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を次のように改正する。

第十條の四（見出しを含む。）中「就職促進指導官」を「就職促進指導員」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第三十六条 炭鉱離職者臨時措置法の一部を次のように改正する。

第十五條（見出しを含む。）中「就職促進指導官」を「就職促進指導員」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

（港湾労働法の一部改正）

第三十七条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第六十條を次のように改める。

(都道府県知事の権限)

第六十条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の目的を達成するために必要な業務を行う。

(行政機関の職員に定員に関する法律の一部改正)

第三十八条 行政機関の職員に定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五十万六千五百七十一人」を「四十九万三千四百五十四人」に改める。

(中高年齢者の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第三十九条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十九条(見出しを含む)中「就職促進指導官」を「就職促進指導員」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第四十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

特別区の権能の充実強化を図るため、特別区の区長の選任の方法、特別区の事務その他都及び特別区に関する制度について所要の措置を講ずるとともに、地方自治法附則第八条に規定する官吏のうち健康保険等に関する事務又は職業安定等に関する事務に従事する者を都道府県の職員とし、公共職業安定所を都道府県の行政機関とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法の一部を改正する法律案 (三谷秀治 君外十名提出)

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百八十一条第二項及び第三項を次のように改め、同条第四項及び第五項を削る。

特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、その公共事務並びに法律又はこれに基づく政令により市に属する事務及び法律又はこれに基づく政令により特別区に属する事務のほか、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

第二項第五項及び第十項の規定は特別区に、同条第七項の規定は都及び特別区に準用する。

第二百八十一条の三第六項中「第二項」を「第一項」に、「第四項」を「前項」に改め、同条第一項及び第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二百八十一条の四 第二百八十一条第二項及び前条第一項に規定するもののほか、特別区又は特別区の区長は、法律又はこれに基づく政令により保健所を設置する市(保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ)に属する事務又は保健所を設置する市の市長の権限に属する事務を処理し、又は管理し、及び執行する。ただし、政令で特別の定めをするものは、この限りでない。

第二百八十二条第二項中「都は」の下に「都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため」を加え、「及び第三項」を「及び前条に、前条第二項及び第四項(同条第六項を「第二百八十一条の三第一項及び第三項(同条第四項)に改め、(含む)」の下に「並びに前条」を加える。

第二百八十二条の二第二項中「第二百八十一条第三項又は前条第一項若しくは」を「前条第一項又はは」に、「きかなければならない」を「聴かなければならない」に改める。

第二百八十三条第二項中「第二百八十一条第二項第十三号から第二十号までに掲げる特別区に属する事務に関するもの及び第二百八十一条の三第二項(同条第六項)を「法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされているもの及び法律又はこれに基づく政令により保健所を設置する市に属する事務で第二百八十一条の四の規定により特別区が処理することとされているものに関するもの並びに第二百八十一条の三第三項(同条第四項)に改め、(含む)」の下に「及び第二百八十一条の四」を加え、「特別区の区長」を「特別区の区長」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律中、第二百八十一条の三の改正規定(同条第一項の改正に係る部分に限る。)並びに附則第三条から第五条まで、附則第七条及び附則第十条の規定(以下「特別区の区長に関する改正規定」という。)は公布の日から、その他の規定は昭和五十年四月一日から施行する。

(旧東京都制の効力)

第二条 地方自治法附則第二条ただし書の規定によりなおその効力を有することとされる旧東京都制(昭和十八年法律第八十九号)第九十一条の規定は、法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で改正後の地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされているもの並びに同法第二百八十一条の三第一項の規定により特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務に関しては、その適用はないものとする。

(特別区の区長の任期の特例)

第三条 特別区の区長に関する改正規定の施行の際現にその職にある特別区の区長は、その任期中は、なお従前の例により在職するものとする。ただし、その任期が次条に規定する政令で定める日以後満了するものについては、次条に規定する政令で定める日の前日において、満了するものとする。

(最初に行うべき特別区の区長の選挙の特例)

第四条 特別区の区長に関する改正規定の施行の日以後最初に行うべき特別区の区長の選挙で昭和五十年四月一日以後に行うべきものは、同日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日に行うものとする。

第五条 特別区の区長に関する改正規定の施行の日以後最初に行うべき特別区の区長の選挙についての選挙期日の告示その他公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(職員に関する経過措置)

第六条 都知事は、各特別区の区長と協議して、昭和五十年三月三十一日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で同年四月一日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに専ら従事していると認められる都の職員を、同日以後政令で定める日までの間、引き続き当該事務に従事させるものとする。この場合において、当該都の職員は、当該事務を処理し、又は管理し、及び執行する権限を有する特別区の区長又は特別区の委員会その他の機関の命を受けて当該事務に従事するものとする。

2 前項の規定により同項に規定する政令で定める日において現に当該事務に従事する都の職員は、当該政令で定める日の翌日において、都において正式任用されている者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。

3 前二項の規定は、特別区に配属されている都の職員に準用する。
(政令への委任)

第七條 前各条に定めるもののほか、この法律の施行のために必要な経過措置は、政令で定める。
(伝染病予防法の一部改正)

第八條 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第三條及び第四條第一項中「東京都ノ区」を「特別区」に改める。

第二十八條ノ二中「前条」を「第二十八條」に改め、同条を第二十八條ノ三とし、第二十八條の次に次の一条を加える。

第二十八條ノ二 此ノ法律中市町村ノ処理スベキ事務ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノハ特別区ノ存スル区域ニ在リテハ政令ノ定ムルトコロニ依リ都之ヲ処理スルモノトス此ノ場合ニ於テ此ノ法律中市又ハ市ノ吏員ニ関スル規定ハ都又ハ都ノ吏員ニ関スル規定トシテ都又ハ都ノ吏員ニ適用アルモノトス
(競馬法の一部改正)

第九條 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「左の」を「次の」に、「市町村」を「市町村(特別区を含む。以下同じ。)」に、「附した」を「付した」に、「行なう」を「行う」に改める。
(公職選挙法の一部改正)

第十條 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第二百六十六條第一項中「市長の選挙に関する規定を除く。」を削る。
(地方税法の一部改正)

第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「特別区所属の都吏員又は」を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第十二條 前条の規定による改正後の地方税法第一條第二項の規定の適用については、附則第六條第一項に規定する政令で定める日までの間、同法第一條第二項中「特別区吏員」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号) 附則第六條第一項若しくは第三項に規定する都吏員又は特別区吏員」と読み替へるものとする。
(計量法の一部改正)

第十三條 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三百三十九條第一項中「政令で定める市町村」の下に「若しくは特別区」を加え、「行なう」を「行う」に、「附されている」を「付されている」に改める。
(土地区画整理法の一部改正)

第十四條 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第十四條第二項中「第五十九條第五項」を「第五十九條第四項」に改める。

第五十二條第二項中「第五十九條第三項」を「第五十九條第二項」に改める。

第六十六條第二項中「第五十九條第四項」を「第五十九條第三項」に改める。

第五十五條 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第二項中「行なうことができる」を「行うものとする」に改める。
(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

第十六條 前条の規定による改正後の下水道法第四十二條第二項の規定により特別区が処理するものとされる主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理に関する事務は、同項の協議において定める日までの間は、同項の規定にかかわらず、従前の例により都が処理するものとする。

2 附則第六條第二項の規定は、前条の規定による改正後の下水道法第四十二條第二項の協議において定める日において同項の事務に専ら従事していると認められる都の職員について準用する。この場合において、附則第六條第二項中「同項に規定する政令で定める日」とあるのは「第十二條第二項の協議において定める日」と、「当該政令で定める日の翌日」とあるのは「同日の翌日」と読み替へるものとする。
(住宅地区改良法の一部改正)

第十七條 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項を削る。
(災害対策基本法の一部改正)

第十八條 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一百十條ただし書を削る。
(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の一部改正)

第十九條 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「(都の特別区)の存する区域にあつては、都知事。以下同じ。」を削る。
(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第百條中「市町村長」の下に「(特別区の区長(地方自治法第二百八十三條第一項の規定により選挙された特別区の区長に限る。))を含む。」を加える。
(新住宅市街地開発法の一部改正)

第二十一條 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十八條第三項中「第五十九條第五項」を「第五十九條第四項」に改める。
(都市計画法の一部改正)

第二十二條 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五十九條第二項を削り、同条第三項中「前項の規定により都の特別区が施行することができない都市計画事業に係る場合」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第七項中「第一項から第五項まで」を「第一項から第四項まで」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第六項とする。
(都市計画法の一部改正)

第六十三條第二項中「第五十九條第七項」を「第五十九條第六項」に改める。

第六十四條中「第五十九條第五項」を「第五十九條第四項」に改める。

第八十七條の次に次の一条を加える。
(都の特例)

第八十七條の二 特別区の存する区域においては、第十五條の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち政令で定めるものは、都が定める。

2 前項の規定により都が定める都市計画に係る第二章第二節の規定による市町村の事務は、都が処理する。この場合においては、これらの規定中市町村に関する規定は、都に関する規定として都に適用があるものとする。

第八十九條第一項中「第五十九條第五項」を「第五十九條第四項」に改める。
(都市再開発法の一部改正)

第二十三條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「第五十九條第五項」を「第五十九條第四項」に改める。

第五十一條第二項中「又は第三項」を「又は第二項」に改める。

第五十八條第二項中「第五十九條第五項」を「第五十九條第四項」に改める。

第百九條中「(都の特別区の存する区域においては、都)を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第二十四條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の次に次の一條を加える。

(特別区に関する特例)

第二十三條の二 特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律の規定(第五條第二項及び第五項、第六條(一般廃棄物の収集及び運搬に関する部分に限る。))並びに第十四條第四項の規定を除く。)中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 前條の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十三條の二の規定の適用については、別に法律で定める日までの間は、同條中「第五條第二項及び第五項、第六條(一般廃棄物の収集及び運搬に関する部分に限る。))並びに」とあるのは、「第五條第五項及び」とする。

理由

特別区の権能の充実強化をはかるため、特別区の区長の選任方法、特別区の事務その他都及び特別区に関する制度について所要の措置を講ずる必要がある。これが、その法律案を提出する理由である。

昭和四十九年五月二十八日印刷

昭和四十九年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局